

令和2年第1回宇城市議会定例会 会期日程表

会期29日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
2月17日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針説明 ○ 専決処分の報告 ○ 議案第1号から同意第1号までの41議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
2月18日	火	休 会	○ 議事整理
2月19日	水	休 会	○ 議事整理
2月20日	木	休 会	○ 議事整理
2月21日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第1号から議案第40号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第1号の質疑 ○ 同意第2号から同意第6号までの5議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明・質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
2月22日	土	休 会	○ 市の休日
2月23日	日	休 会	○ 市の休日
2月24日	月	休 会	○ 市の休日
2月25日	火	休 会	○ 総務文教常任委員会
2月26日	水	休 会	○ 総務文教常任委員会
2月27日	木	休 会	○ 建設経済常任委員会
2月28日	金	休 会	○ 建設経済常任委員会
2月29日	土	休 会	○ 市の休日

月 日	曜	会議の種別	件 名
3月 1日	日	休 会	○ 市の休日
3月 2日	月	休 会	○ 民生常任委員会
3月 3日	火	休 会	○ 民生常任委員会
3月 4日	水	休 会	○ 議事整理
3月 5日	木	休 会	○ 議事整理 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため 一般質問(代表質問)中止)
3月 6日	金	休 会	○ 議事整理 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため 一般質問中止)
3月 7日	土	休 会	○ 市の休日
3月 8日	日	休 会	○ 市の休日
3月 9日	月	休 会	○ 議事整理 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため 一般質問中止)
3月10日	火	休 会	○ 議事整理 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため 一般質問中止)
3月11日	水	休 会	○ 議事整理
3月12日	木	休 会	○ 議事整理
3月13日	金	休 会	○ 議事整理
3月14日	土	休 会	○ 市の休日
3月15日	日	休 会	○ 市の休日
3月16日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第1号から議案第40号までの委員長報告・ 質疑・討論・採決 ○ 発議第1号の上程・提案理由説明・質疑・討論・ 採決 ○ 同意第1号から同意第6号までの討論・採決 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

2月17日 (月)

令和2年第1回宇城市議会定例会（第1号）

令和2年2月17日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | | 施政方針について |
| 日程第5 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 議案第1号 | 宇城市防災拠点センター条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第2号 | 宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第3号 | 宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第4号 | 宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第5号 | 宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第6号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第7号 | 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第8号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第9号 | 宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第10号 | 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第11号 | 宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第12号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第13号 | 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定に |

ついて

- 日程第19 議案第14号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第17号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第18号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第19号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第20号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第21号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第22号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第23号 令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第24号 令和2年度宇城市一般会計予算
- 日程第30 議案第25号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和2年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 令和2年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 令和2年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第35 議案第30号 令和2年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第36 議案第31号 令和2年度宇城市民病院事業会計予算
- 日程第37 議案第32号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）
- 日程第38 議案第33号 財産の取得について（防災拠点センター備品）
- 日程第39 議案第34号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第40 議案第35号 権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）
- 日程第41 議案第36号 権利の放棄について（市営住宅家賃等）
- 日程第42 議案第37号 抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第43 議案第38号 指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）
- 日程第44 議案第39号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第45 議案第40号 新市建設計画の変更について
- 日程第46 同意第1号 教育委員会委員の任命について（村田 寛氏）

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長 稼 隆 弘 君
健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 坂 園 昭 年 君
土 木 部 長 成 田 正 博 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長 天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長 杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長 松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長 西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長 黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長 梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長 豊 住 章 君
三 角 支 所 長 原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長 濱 口 博 隆 君

小川支所長	篠塚孝教君	豊野支所長	園田郁夫君
市民病院事務長	伊藤博文君	農業委員会事務局長	白木太実男君
監査委員事務局長	山本裕子君	財政課長	木見田洋一君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（長谷誠一君） ただいまから、令和2年第1回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（長谷誠一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、22番、岡本泰章君及び1番、原田祐作君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（長谷誠一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日2月17日から3月16日までの29日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの29日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（長谷誠一君） 日程第3、諸報告を行います。
まず、議長の諸般の報告として、1ページから4ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和元年11月分及び12月分が提出されております。
次に、主な公式行事については、5ページのとおりであります。
次に、陳情書等について申し上げます。去る2月5日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定した1件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。
以上で、議長の諸般の報告を終わります。次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
初めに、新型コロナウイルス感染症に対する本市の取組についての報告です。新型コロナウイルス感染症が、中国だけでなく日本や世界各国で確認されています。世界的な広がりを見せる新型コロナウイルス感染症を、国が指定感染症としたことを受け、2月1日に市の対策本部を設置しました。今のところ県内における発生は

確認されておりましたが、市民に対し予防啓発を実施しながら、県及び指定医療機関等と連携し、情報共有を図るとともに、感染拡大の防止に努めてまいります。

次に、熊本地震からの復興に向けた取組についての報告です。現在、建設中の災害公営住宅の進捗状況ですが、市内8か所、134戸の災害公営住宅が完成し、随時入居されております。今後も災害公営住宅の建設を引き続き行い、今年度内には残り2か所47戸、合計10か所181戸が完成します。

次に、防災拠点センターの進捗状況についてです。防災拠点センターについては、自然災害が発生した場合に、地域住民が一定期間滞在するための新たな指定避難所として利用する施設として、旧5町ごとに計6か所の整備を進めてまいりました。令和2年度中に、三角から豊野までの全ての施設が完成します。災害以外の時の使用については、公民館的な使用と何ら変わりません。

次に、地域活性化のための協定締結についてです。新たな雇用による税収増や人口増加など、地域活性化のためには、企業の立地は重要な地域資源になるものと考えております。12月9日に、本市と就活支援事業を展開する株式会社ジェイックと、同社初のサテライトオフィスの開設に関わる立地協定を締結いたしました。今回の協定締結により、就職支援や社員教育など幅広い事業を展開する同社と連携し、若年層流出を抑制する良質な雇用をつくるための取組を行うことで、地域経済の活性化が図られることにより、本市が成長発展することを大いに期待するものです。

次に、省庁等への要望活動についてです。1月21日にB&G全国サミットに参加しました。宇城市は、三角地区に体育館及びプール、艇庫がありますが、整備から長い年月が経過しており、今後改修する必要性も検討されることから、財団に対し今後とも要望を行っていきます。また、2月7日には、県選出国會議員、厚生労働省宛てに、上天草・宇城水道企業団の水道施設の耐震化事業に対する支援拡大について、要望書を提出してきました。今後も継続して、関係機関に要望を行っていきます。

次に、皇族の御来訪についての報告です。1月29日に、三笠宮瑤子女王殿下が宇城市を御来訪されました。昨年6月に、市が会話支援機器COMUOON（コミュニケーション）を、要介護認定調査時のコミュニケーションツールとして、全国で初めて導入したことから、COMUOONを開発した、宇城市出身でNPO法人ユニバーサル・サウンドデザイン協会の中石理事長と共に、活用状況を御視察いただきました。

次に、宇城市成人式の報告です。1月12日に、令和最初の宇城市成人式が開催され、新成人530人が新たに大人の仲間入りを果たしました。松橋総合体育文化センター、ウイングまつばせでは、大人になったことを自覚し、将来の希望を語る

新成人と、それを温かく見守る御家族の方々が集われ、すばらしい成人式となりました。新成人の輝く未来に幸多からんことを心からお祈り申し上げます。

最後に、熊日駅伝大会の報告です。1月26日に開催された第37回熊日郡市対抗女子駅伝大会におきまして、宇城市は8位入賞。また、2月9日に開催された男子の第46回郡市対抗熊日駅伝大会においては、5区及び7区で区間賞を取る力走で検討いただき、4位という成績を収められ、宇城市の力を存分に発揮していただきました。選手の皆さん、役員の皆さんには、改めまして感謝申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 施政方針について

○議長（長谷誠一君） 日程第4、施政方針について、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 令和2年第1回宇城市議会定例会の開会にあたり、令和最初となります施政方針について、簡潔に申し上げます。

熊本地震発災から3年10か月経ちました。市では市民の皆様の暮らしと生活の再建を最優先課題と位置付け、社会基盤の整備や地域産業の再生、災害公営住宅の整備など、復興に向けて全力で取り組んでまいりました。

今年も「いざ、復興へ。～市民生活を最優先するまちづくりを目指して～」をテーマに、平成29年3月に策定した第2次宇城市総合計画に基づき、今後の本市が目指すべき将求都市像の実現に向け、様々な事業を展開してまいります。

来たる令和2年度も、熊本地震からの復興を最優先に、市民生活の安定につながる事業を最優先して実施するとともに、「ちょうどいい」が実感できるまちづくりに邁進いたします。

日本経済と国政の動向について。内閣府の経済報告によれば、景気は緩やかに回復しているとの基調判断がなされており、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くと期待されています。また、地域経済動向に基づく九州地域の景気判断においても、同様の動きとなっています。

このような情勢の中、国の令和2年度予算においては、経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえ、新経済・財政再生計画の枠組みの下、引き続き手をゆるめることなく、本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、

無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、地方行財政については、業務プロセス・情報システムの標準化等の行政のスマート化に向けた取組や、Society 5.0を支えるICTインフラの整備を推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政の見える化、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化することとしています。

また、世界各国で確認されている、新型コロナウイルスの感染拡大による日本経済に与える影響が懸念されているため、今後の国政の動向に、特に注視していく必要があると考えます。

令和2年度市政運営の基本方針。熊本地震からの復興は着実に進んでいるものの、市民が本格的な生活再建を果たし、完全なる復興と認識するに至るには、多くの時間と財源が必要です。

これまで、合併特例期間終了後の財政運営に備えるために蓄えてきた財政調整基金を、昨年度に引き続き復興のため前倒しで取り崩しました。次年度以降、安定した財政運営の下で、復興を着実に推進するためには、真に必要な事業への選択と集中や、効率的な予算の執行を不断の取組としていかなければなりません。

歳入では、人口減少に伴う市税等の減少、歳出では、社会保障関係経費などの義務的経費及び公共施設の老朽化に伴う改修、更新費用の増大等、今後両面で厳しい状況が見込まれます。

財政健全化に努めながらも、様々な行財政課題への対応には注意をしなければなりません。市民の要請に応えていくためにも、生活の基盤となる産業振興、教育、保健、医療、福祉などの分野には、今まで以上に全力で取り組んでまいります。

「宇城市に住みたい」、市内外の方々からそう思われるまちを目指します。人口減少と超少子高齢化が現実となる近い将来において、選ばれ、住み続けていただくためには、時代のニーズにあった子育て施策や教育環境をより充実してまいります。

社会環境の変革期の中、変化のスピードを先取りし、いかに新たな技術を取り入れていくかが成長の鍵となってきます。

これまでも、RPAをはじめ新たな技術に取り組んでいますが、今後さらにAIや5Gといった、最新テクノロジー技術を積極的に導入し、Society 5.0の社会に挑戦していきたいと考えます。

最後に、本市が目指す将来都市像「ちよどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」。この都市像の実現に向け、本年度も精一杯皆さんと共に取組を進めてまいります。

令和2年度重点施策。第2次宇城市総合計画及び予算編成方針に基づき、令和2

年度の重点施策の概要について申し上げます。

また、令和2年度は、第2次宇城市総合計画における前期基本計画の最終年度ともなります。これまで熊本地震からの復旧・復興を最重要課題として位置付け、様々な施策に取り組んできました。

今後も、引き続き市民生活の早期再建を最優先するとともに、将来都市像の実現に向けて目標を達成するため、令和3年度からの後期基本計画の着実な推進につなげてまいります。

まず、1、復興するまちづくりです。熊本地震発災から4年を迎えようとしていますが、復旧・復興を一日でも早く、確実に進めていくとともに、災害に強いまちづくりを進めてまいります。また、暮らしと生活の早期再建を目指すため、引き続き、仮設住宅入居者及びみなし仮設住宅入居者などの恒久的な住まいの確保や、被災者の生活見守り活動の継続を行ってまいります。具体的には、本庁舎等災害復旧事業、被災宅地復旧支援事業補助、住まい再建支援事業補助、公共建築物緊急点検支援事業、熊本地震復興観光拠点整備推進事業を今回の当初予算で計上しております。

次に、2、育てるまちづくりです。近年、子育てや教育を取り巻く環境は、生活の多様化や情報化などの進展により、大きく変化しています。また、学校施設については、子どもと住民の身近な活動拠点であり、災害発生時には、地域住民の避難所としても使用されることもあることから、安全で安心できる環境を整備する必要があります。子どもたちが幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな身体をつくれるよう、安全かつ快適な教育環境の整備と、子育て支援が充実したまちづくりを進めます。具体的には、保育所等の新築・増改築の整備事業に対する補助、子ども・子育て支援事業として、児童の副食費の無償化、小学3年生以上の児童1人1台のタブレットパソコンの整備、外国語指導助手（ALT）の増員配置、不知火小学校建替事業、松橋中学校屋内運動場及び武道場改築事業、小川中学校建替事業、学校給食センター建築事業を計上しております。

次に、3、住み続けるまちづくりです。全ての市民が、「ちょうどいい！住みやすさ」を実感できる行政サービスや生活環境の整備、そして災害対策の充実や防犯対策の向上を図ることで、将来にわたって、安全で安心して住み続けられるまちづくりを引き続き進めます。また、市民皆様の健康管理のため取り組んでおりますさしより野菜事業も、継続して市を挙げて取り組むとともに、食品ロスをなくす取組である3010運動についても、引き続き推奨して、効果を出すようにしてまいります。具体的には、本庁・三角支所・豊野支所の防災井戸建設工事業務委託事業、小川地区の防災行政無線デジタル化整備事業、さしより野菜推進事業を計上してお

ります。

次に、4、持続するまちづくりです。本市が、熊本地震からの復旧・復興を目指す中でも、産業基盤や幹線道路網の整備など、都市基盤の強化は必要不可欠となります。そこで、地域の特性に応じた、農林業、水産業、商業などの基盤の整備、生活に必要な機能を中心部に集めるコンパクトシティの形成、また地域産業の発展につながる都市の基盤となる幹線道路網の整備を図るとともに、公共施設の再編による総合的な管理・運営により、持続していくまちづくりを進めます。具体的には、本庁舎大規模改修事業、小川支所移転改修事業、小川駅西開発事業、ため池ハザードマップ作成事業、県営湛水防除事業、松橋駅周辺開発推進事業、三角センター解体事業を計上しております。

次に、5、選ばれるまちづくりです。将来にわたって豊かで安心できる生活のためには、持続的発展が不可欠であるため、交流人口や移住・定住者の増加、「ちょうどいい」と実感できる環境や基盤の整備を行ってまいります。また、地域農業の維持・発展を図るために、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などを推進し、優良農地の確保及び生産性の向上を目指してまいります。具体的には、地方バス運行等特別対策補助、移住定住促進事業、空き地・空き家対策事業、多面的機能支払事業補助、不知火温泉ふるさと交流センター補修事業を計上しております。

最後に、6、活躍するまちづくりです。様々な交流の機会や住民が主役となるまちづくり活動やコミュニティビジネスなど、市民が参画する機会の創出により、男女全ての市民が、まちづくりの担い手として活躍できるまちづくりを進めます。また、公共施設の活用を図り、市民の芸術文化活動への参加と意欲的な活動の促進、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を進めてまいります。具体的には、男女共同参画社会の実現、ふるさと納税事務委託事業、不知火美術館特別企画展運営事業、松橋総合体育文化センター大規模改修事業、旧三角海運倉庫耐震補強事業を計上しております。

終わりに、大災害、熊本地震から約3年10か月が経過しました。いち早く復旧から復興へと市はシフトチェンジしている中、市民生活の再建が本格化しております。合併特例債の期限についても、多方面からの御尽力により、当市は、平成36年度までの延長の決定がなされました。非常に感謝をしています。人口減少・超少子高齢化などの問題を抱え、地方自治体の運営は、ますます厳しい局面を迎えてまいります。公共施設の統廃合問題、職員数の削減、事務事業の見直しや民間委託問題など、どれをとっても難しい場面に直面しており、時には断腸の思いで実行しております。

今後、市の財政収支の見通しが楽観できる状況ではないにしても、市民ニーズの的確な把握・分析により、重点事業をはじめ、特に取組を強化すべき施策・事業を推進する必要があると思います。宇城市の輝く未来のため、行財政改革を引き続き進めてまいり所存であります。皆様の御協力を切にお願いするものであります。

以上、令和2年度の重点施策と予算の概要を申し上げます。市議会におかれましては、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。令和2年2月17日、宇城市長、守田憲史。

○議長（長谷誠一君） これで、施政方針についてを終わります。

-----○-----

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 報告第1号、専決処分の報告について説明いたします。議案集の5ページをお願いします。

令和元年9月19日に実施した、宇城市立青海保育園の除草作業において、刈払機を使用している作業中、小石を跳ね上げ、近くに駐車してあった車両の後部ガラスを損傷したため、市に77,500円の賠償責任が生じたものです。なお、損害賠償金については全国市町村会総合賠償保険から全額補填されています。

以上で、報告第1号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第6 | 議案第1号 | 宇城市防災拠点センター条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第2号 | 宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第3号 | 宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第4号 | 宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第5号 | 宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第6号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第7号 | 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 13 議案第 8 号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 9 号 宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 10 号 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 11 号 宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 12 号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 13 号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 14 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 15 号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 16 号 宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 17 号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 23 議案第 18 号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 19 号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議案第 20 号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 21 号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 22 号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 23 号 令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 24 号 令和 2 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 30 議案第 25 号 令和 2 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 31 議案第 26 号 令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 32 議案第 27 号 令和 2 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 33 議案第 28 号 令和 2 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 34 議案第 29 号 令和 2 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 30 号 令和 2 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 36 議案第 31 号 令和 2 年度宇城市民病院事業会計予算

- 日程第 37 議案第 32 号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事）
- 日程第 38 議案第 33 号 財産の取得について（防災拠点センター備品）
- 日程第 39 議案第 34 号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 40 議案第 35 号 権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）
- 日程第 41 議案第 36 号 権利の放棄について（市営住宅家賃等）
- 日程第 42 議案第 37 号 抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第 43 議案第 38 号 指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）
- 日程第 44 議案第 39 号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第 45 議案第 40 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 46 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（村田 寛氏）

○議長（長谷誠一君） 次に、日程第 6、議案第 1 号宇城市防災拠点センター条例の制定についてから、日程第 46、同意第 1 号教育委員会委員の任命について（村田寛氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、令和 2 年第 1 回市議会定例会では、大変お世話になります。

今回提出しますのは、議案としまして、条例案件では、宇城市防災拠点センター条例の制定についてなど 16 件。予算案件では、令和元年度宇城市一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算案件が 7 件、令和 2 年度宇城市一般会計及び特別会計並びに企業会計の当初予算が 8 件、合計 15 件です。その他案件では、工事請負契約 1 件、財産の取得 1 件、公有財産使用権の廃止 1 件、権利の放棄 2 件、訴えの提起 1 件、指定管理者の指定 1 件、市道路線の認定 1 件、新市建設計画の変更 1 件の合計 9 件。議案合計 40 件です。同意案件としまして、教育委員会委員の任命 1 件です。合わせて 41 件をお願いするものでございます。

令和 2 年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ 339 億 8,739 万 3 千円としています。前年度比 11 億 5,834 万 3 千円の減額となっています。

詳細につきましては、それぞれ関係部長から説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、議案第 1 号宇城市防災拠点センター条例の制定についての詳細説明を求め

ます。

○**総務部長（成松英隆君）** それでは、議案第1号宇城市防災拠点センター条例の制定について詳細説明をいたします。議案集は6ページから13ページになります。

宇城市の拠点避難所としての機能及び市民の防災意識の向上並びにコミュニティ活動を通じて共助を培う場を提供するために、市内6か所に宇城市防災拠点センターを建設中であり、整備終了後、施設の供用開始に伴い管理、運営に関する必要な事項を定めるため、今回条例の制定を提案するものです。

主な制定内容といたしましては、まず、第2条、名称及び位置。宇城市防災拠点センター（以下「防災センター」という。）の名称及び位置について定めるものです。

続きまして、第3条になります。開館時間。防災センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時50分までとするものです。

第5条で、利用の許可を記載しております。利用に関しての申請及び許可に関する事項を定めるものです。

第10条でございます。使用料です。防災センターの使用料について定めるものです。これまでの宇城市体育館条例等を参考にしています。

次に第11条で、使用料の減額及び免除。使用料金の減免規定についての事項を定めております。

続きまして、第15条で、指定管理者による管理です。地方自治法の規定に基づきまして、防災センターについて、指定管理を行わせることができる旨の規定を定めるものです。

以上で、議案第1号の詳細説明を終わります。

○**議長（長谷誠一君）** 議案第1号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第2号宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○**企画部長（中村誠一君）** それでは、議案第2号宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について説明します。議案集は14ページから19ページになります。

この施設につきましては、平成29年度末をもって廃止した宇城市三角老人福祉センター跡地に、延床面積192平方メートルの規模で設置するものです。施設には、浴室、浴槽、脱衣所、休憩室、事務室、通常のトイレと多目的トイレ、機械室等が設けられています。また、駐車場の台数につきましては12台ということで、敷地西側にも別途16台程度の駐車スペースを設けています。

市民の健康、憩い及び癒しの場としての機能を持たせ、人口減少や核家族化に加

え、情報化社会の急速な発達により、人と人との関わりが希薄になりがちな現代におきまして、そのつながりを生み出す拠点としての役割を担うとともに、地域の活性化につなげることを目的として設置するものです。

以上で、議案第2号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第2号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第3号宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第3号宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明申し上げます。議案集は20ページから25ページになります。説明資料は5ページから新旧対照表26ページになっています。

今回、上下水道局を設置する理由としまして、水道事業は、公営企業法の規定を全部適用する必要がある、下水道事業においても自主的に適用するとされています。今年度より簡易水道事業を水道事業に統合し、地方公営企業法を適用し運営にあっています。

企業としまして、独立採算制を原則とし、経営の自主性を強化することを目的として、本市以外の県内の市は、企業局としての組織付けをされています。

今回の改正内容は、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、宇城市上下水道局を設置することに伴いまして、宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例ほか9本を改正しまして、宇城市下水道事業の設置等に関する条例を廃止するものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第4号宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第7号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、まず、議案第4号宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。議案集の26ページ、資料集は27ページから28ページをお願いします。

今回の改正内容は、先に土木部長から説明がありました、土木部上下水道課の業務を新たに設置します上下水道局へ移管することに伴いまして、行政組織から除外するものです。

併せまして、効果的な行政組織となるよう総務部の交通安全及び防犯に関することを市民環境部へ、企画部の観光に関することを経済部へ、経済部の企業誘致及び雇用対策に関することを企画部へそれぞれ移管するよう改正するものです。

次に、議案第5号宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明いたします。議案集は27ページ、資料集は29ページになります。

平成17年1月15日の合併以降、職員定数については変更することなく今年度まで運用してきましたが、事務事業の廃止・見直しを進める中での課あるいは係の統廃合、民間委託や指定管理制度の推進など行財政改革に伴う定数の適正化を図るとともに、熊本地震による復旧・復興事業の進捗を見据え、定員管理計画に沿った職員定数の改正を行うものです。

改正内容は、職員定数を676人から523人とします。その内訳は、市長事務部局の職員552人を416人に、議会事務局の職員7人を5人に、教育委員会事務局及び教育委員会の所管する学校、その他の教育機関の職員94人を75人に、また、現行の土木部上下水道課の下水道は、市長事務部局の職員に含まれていましたが、上下水道局の設置に伴い、水道事業を上下水道事業としまして、職員15人を19人とするものです。

次に、議案第6号宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集は28ページ、資料集は30ページになります。

詳細説明の前に、議案の下段の提案理由の中に誤植がありましたので、訂正しておわび申し上げます。提案理由の1行目の行政手続等の政の1文字が、男性、女性の性になっておりましたので、政治の政に訂正しておわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

本条例は、関係する法律の名称の変更がありましたので、宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものです。具体的には、第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改めるものです。

次に、議案第7号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集は29ページ、資料集は31ページから32ページになります。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、嘱託員の身分が特別職非常勤職員ではなくなることにより、関係条例中、「嘱託員」を「行政区長」に改正するものです。併せまして、PTA及び老人会関連団体の団体名変更並びに委員会組織を見直しました。なお、委員会組織の見直しについては、行政職員である総務部長及び土木部長を委員から除外するものです。

以上、議案第4号から議案第7号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第4号から議案第7号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第 8 号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 9 号宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） それでは、議案第 8 号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集の 30 ページ及び資料集の 33 ページをお願いします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録事務処理要領の一部が改正され、宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

主な内容は、印鑑登録の資格に規定する印鑑の登録を受けることができないものを、成年被後見人から意思能力を有しない者に変更するものです。

次に、議案第 9 号宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集の 31 ページ、資料集の 34 ページに移ります。

本条例は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、商法の規定の一部が改正されたこと等により、条例を改正するものです。

主な内容としては、本条例は、納期限までに納付されなかった場合における民事上の債権の遅延損害金の割合は、「民法、商法その他の法令に規定する割合」と定めています。

今般の法律の改正により、商法で規定していた法定利率の規定が削除され、民法の法定利率を適用するようになりました。このことに伴い、本条例の規定を、「民法に規定する割合」と改正するものです。

そのほか、上下水道局の設置により、下水道事業に地方公営企業法の全部が適用されることに伴う改正も併せて行っております。

以上で、議案第 8 号及び議案第 9 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 8 号及び議案第 9 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 10 号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 12 号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第 10 号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集は 32 ページ、説明資料は 35 ページです。

ここで、1点資料の訂正をお願いいたします。説明資料35ページの新旧対照表中、右側の現行条文の第15条第3項の下から2行目に、「令第8条から第12条、第11条までの規定によるものとする」とありますが、正しくは、第12条の表記を削除していただいて、「令第8条から第11条までの規定によるものとする」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは説明いたします。「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」令和元年法律第27号が公布され、令和元年8月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものです。

今回の法改正の内容は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例について定められました。

また、努力規定として、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を、発災後すぐの調査審議に対応するために、支給審査委員会を設置するよう努めるものとなっています。

これに伴い、本市条例第15条第3項に規定する法及び施行令の条文番号の変更。また、第16条の第1項から第3項に支給審査委員会の設置についての条文を新たに追加するものです。

次に、議案第11号宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は34、35ページ、説明資料は36、37ページです。

現行の宇城市保健センターは、包括的業務を行う宇城市保健福祉センターと、その業務を分掌する三角保健センターの2施設です。このうち三角保健センターは、建設以来、敷地の地盤沈下が進行し、施設のいたるところに不具合が生じております。これまで、数十か所に及ぶ改修工事等を継続して行っており、今年度においても污水管及び排煙窓等の改修を実施しております。しかしながら、地盤沈下は現在も治まっておらず、事務所内には傾斜やひずみ等が生じ、ドア及び窓の開閉に支障を来している状況に加え、調理室においては排水管の破損、床中央部のひずみ等により、安全面や衛生面上の問題から、現在調理室の使用を中止しているところで

さらに、建物外周においては、雨水管等の破損が随所に見られ、適切な排水ができないこと、また地盤沈下により陥没箇所が数か所あり、特に玄関口横の陥没箇所には標識を設置し、来所者への注意喚起を促しているような状況となっています。

このような状況から、今回同保健センターを継続的に利活用していくためには、施設全体の大規模改修や地盤沈下を抑える対策が必要となりますが、多額の経費を要すること及び対策を講じて、地盤沈下が治まる保証が期待できないため、投資

に見合う改善効果は見込めないと判断せざるを得ません。

このため、三角保健センターで実施してきた事業を、三角支所及び新しく整備される三角防災拠点センター等に機能移転し、保健センターとしての用途を廃止するため、宇城市保健センター条例の一部改正を提案するものです。

続きまして、議案第12号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は36、37ページ、説明資料では38、39ページです。

今回の条例改正は、内閣府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴う条例改正です。

改正内容は、1点目として、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務が緩和されたことです。これは、2歳児までの保育を原則とする地域型保育事業者による、卒園後の受け皿提供のための連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるときは、その確保を不要とする代わりに、「利用定員が20人以上である企業主導型保育事業施設」または「自治体からの運営費支援がある認可外保育施設」を、卒園後の受け皿提供のための連携協力を行う者として確保すれば足りることとされたものです。

2点目は、先ほどの連携施設を確保しないことができる経過措置が5年間延長されたものです。これは、全国的に見て、連携施設を確保した地域型保育事業者が少ないという実情を踏まえた改正となります。

以上で、議案第10号から議案第12号までの詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第10号から議案第12号まで詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第13号宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定から、議案第15号宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第13号宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は38ページから41ページをお願いします。資料は40ページから52ページになります。

本案は、市長が指定し管理します準用河川の占用について、河川等の利用の実態を勘案し、流水占用料及び土石や河川産出物の採取料に関する規定を廃止しまして、併せて、河川区域内の土地の占用料について、目的及び態様に応じた公正妥当な価格として、県流水占用料等徴収条例に定める市の区域の占用料等の額を基準として改定するものです。

続きまして、議案第14号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は42、43ページになります。説明資料は53ページから56ページをお願いいたします。

民法改正によりまして、連帯保証人の極度額及び敷金に関しての変更があったこと、及び公営住宅法施行規則の改正により、入居者の収入申告及び認定に関して変更があったことに伴いまして、宇城市営住宅管理条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、個人の根保証契約に関し極度額を定める必要があり、金額については規則に委任するものです。極度額を定めなければその効力は生じないことと、連帯保証人への情報提供義務を条例化し明確化するものです。また、公営住宅施行規則の改正に伴う改正内容は、入居中に家賃等の滞納金等に敷金の相殺が可能となったこと、また入居者の毎年の収入申告の義務に、一定の要件を満たす入居者の免除規定を条例に定めるものです。

続きまして、議案第15号宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は44ページ、説明資料は57ページをお願いいたします。

市内での住宅建築等に係る大規模行為の届出の要件が、これまでは、建築物の景観への配慮を重視していたため、県内の他の自治体と比較して厳しいものとなっていました。

この届出に係る事務手続は、設計業者が建築主に代行する 경우가ほとんどで、よその費用は建築主の負担となっておりました。

今回の改正によりまして、市の景観に大きな影響を及ぼすことのないような建築物につきましては、要件を緩和し、建築主の負担を軽減するものです。

以上で、議案第13号から議案第15号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第13号から議案第15号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第16号宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第16号宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明いたします。議案集の45ページ、資料集の58ページをお願いします。

本条例は、地方自治法の一部改正が施行されることに伴い、条例を改正するもの

です。

主な内容について説明します。地方自治法の一部改正により、職員の賠償責任についての現行の地方自治法第243条の2は第243条の2の2に繰り下がります。そのため、本条例でこの条文を引用している第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めます。

なお、改正条例の施行期日については、法律の施行日に合わせ、令和2年4月1日としております。

以上で、議案第16号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第16号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。お配りしています、令和元年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いします。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額から13億6,195万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を338億163万6千円としています。今回の補正は、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保を中心とした新たな経済対策を盛り込んだ、令和元年度国補正予算第1号関連事業費を含んでおり、早急な対応、積極的な取組のため予算措置を行うものです。また、基本的に最終補正予算でありますので、歳入歳出全般にわたり、収入支出見込みを精査した上で、予算額の増減を行っています。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款14国庫支出金、項2国庫補助金で1,829万3千円、また、款17寄附金で1億5,100万円を増額しています。

4ページをお願いします。主な歳出費目では、款3民生費、項2障害者福祉費で4,385万1千円を増額しています。

5ページをお願いします。款7土木費です。項2道路橋りょう費では、2億5,400万円余を増額しています。

7ページをお願いします。第2表継続費補正です。1変更で、款9教育費、項2小学校費、不知火小学校建替事業、同じく項3中学校費、松橋中学校屋内運動場建築事業について、総額及び年割額を紙面のとおり変更しています。

8ページをお願いします。第3表繰越明許費補正です。1追加で、款2総務費、項1総務管理費、不知火支所エレベーター設置事業、ほか22件を紙面のとおり追加しています。

9ページをお願いします。第4表債務負担行為補正です。1追加で、保育料コンビニ収納代行手数料ほか、9ページから10ページにかけて17件を追加しています。

10ページをお願いします。2変更で、本庁舎電話交換・総合案内業務委託ほか4件を紙面のとおり変更しています。

11ページをお願いします。第5表地方債補正です。1変更で、庁舎等施設整備事業費ほか19件の起債の限度額を、紙面のとおり変更しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

26ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節25積立金で、1億1,100万円余を増額しています。ふるさと応援寄附金の増加に伴う、地域振興基金への元金積立金1億1,300万円余が増額の主なものです。

33ページをお願いします。一番上の欄になります。款3民生費、項2障害者福祉費、目2障害者自立支援費となっております。節20扶助費で5,124万2千円を増額しています。主な要因は、障害福祉サービス等事業で5千万円の増、児童発達支援事業で1,324万2千円の増で、利用者の増加によるものです。

40ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、一番下になります。目9農業施設維持管理費、節15工事請負費で、農業水利施設安全対策工事費7,271万円を増額しています。国補正に伴う農村地域防災減災事業としまして、農業水利施設等への転落防止対策を行うもので、特定財源として県支出金6,610万円を充当しているところです。

41ページをお願いします。目13ほ場整備事業費、節19負担金補助及び交付金で、県営畑地帯総合整備事業負担金5千万円を増額しています。国補正による県事業費の拡大に伴う、大口西部地区における事業負担金の増額です。特定財源としまして地方債2,500万円を充当しています。

45ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費で2億3,100万円余を増額しています。国補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用した事業費の増加です。

次の46ページにお移りください。節13委託料で1億2,100万円余、節15工事請負費で1億4,200万円余を増額しています。特定財源としては、社会資本整備総合交付金などの国県支出金の2億1,500万円余、地方債8,770万円を充当しています。

以上、歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算の説明をいたします。特定財源については、歳出予算の説明の中で一部説明していますので、一般財源の主なものを説明します。

19ページにお戻りください。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金において、歳出額の減額などにより、基金繰入額を4億1,100万円余減額し、補正後の財政調整基金繰入金を5億3,500万円余としています。

以上で、議案第17号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第17号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第18号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第19号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 議案第18号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をいたします。補正予算書の101ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,123万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億8,401万3千円とするものです。

まず、歳入です。

106ページに移ります。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は、交付決定通知等を基に4,070万4千円を減額し、60億4,600万円余とするものです。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、国県の繰入額の確定により5,401万7千円を減額し、5億6,900万円余とするものです。同じく、項2基金繰入金は、県支出金等の減額により1,337万8千円増額し、5,245万2千円とするものです。

款7諸収入、目1延滞金は、一般被保険者延滞金の収納実績を基に1千万円を増額し、2,500万2千円とするものです。

次に、歳出です。

107ページに移ります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、12月までの人件費や委託料支払実績を基に457万円を減額し、6,739万9千円とするものです。

108ページに移ります。款2保険給付費は、12月までの支払実績を基に各負担金を調整し、給付費全体で4,652万6千円を減額し、総額58億5,900万円余とするものです。

109ページに移ります。款5保健事業費、項1保健事業費は、人間ドック受診者数の減等により、項2特定健康診査等事業費は、特定健診等の受診者数の減により減額するものです。

款8諸支出金は、平成30年度特定健康診査等負担金償還金として998,000円を増額し、1,023万8千円とするものです。

次に、議案第19号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について詳細説明いたします。補正予算書の201ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,089万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,706万3千円とするものです。

まず、歳入です。

206ページに移ります。款1後期高齢者医療保険料は1,267万9千円を増額し、5億1,200万円余とするものです。

次に、款4繰入金、項1一般会計繰入金168万6千円を減額し、2億6,200万円余とするものです。

次に、歳出です。

207ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費は、人件費の減額により168万6千円を減額し、3,120万5千円とするものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合による保険料確定に伴い1,267万9千円を増額し、7億4,300万円余とするものです。

以上で、議案第18号及び議案第19号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第18号及び議案第19号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第20号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第20号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。補正予算書の301ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億1,015万6千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ69億4,559万5千円とするものです。

まず、歳入について説明します。

307ページをお願いします。款1保険料では、実績に合わせて6,301万8千円の減額です。款3国庫支出金、項1国庫負担金と項2国庫補助金及び款4支払基金交付金と、308ページの款5県支出金、款8繰入金までは、歳出に応じて法定の割合で減額を行うものです。

次に、歳出について説明します。

310ページから311ページの款2保険給付費の項1保険給付費及び項2地域支援事業費までは、それぞれの事業における給付実績見込みに応じて増減を行うも

のです。

以上で、議案第20号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第20号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第21号令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第22号令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第21号令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書の401ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出です。収益的収入の第1款水道事業収益の補正予定額6,936万円を減額し、12億488万1千円としています。また、支出の第1款水道事業費用の補正予定額2,856万3千円を減額し、12億6,645万7千円としています。

402ページをお願いします。第3条の資本的収入及び支出の収入です。第1款資本的収入の補正予定額1,270万円を減額し、1億926万4千円としています。また、支出の第1款資本的支出の補正予定額4,650万円を減額し、5億6,063万6千円としております。

408ページをお願いいたします。明細書になりますが、収益的収入及び支出の収入です。営業収益の受託工事収益で2,475万円を減額しております。下水道工事に伴います水道管布設替え工事の実績によるものです。

次に、項2営業外収益、目2他会計補助金で8,299万1千円を減額しております。一般会計繰出基準内補助金の減額によるものです。

次に、目3加入金で3,841万2千円を増額しております。新規加入者の増によるものです。

次のページ、支出をお願いします。項1営業費用の目3受託工事費で2,630万円を減額しております。これも下水道工事に伴います、支障水道管布設替えの測量設計委託料及び工事請負費の減によるものです。

411ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入で、項1企業債、目1建設改良企業債で1,110万円減額しております。水道施設新設工事の実績によります企業債の減額によるものです。

412ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出で、目1固定資産購入費を1,100万円減額しております。量水器の期限切れによる交換が少なかったことによるものです。

次に、目2施設改良費を2,350万円減額しております。主なものは、配水管

布設替工事の実績によるものです。

次に、目3施設拡張費を1,200万円減額しております。新規加入によります新設管の布設工事が少なかったことによるものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。補正予算書501ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出の収入の第1款下水道事業収益の補正予定額を249,000円減額し、13億9,733万4千円としております。また、支出の第1款下水道事業費用の補正予定額2,510万3千円を減額し、14億985万7千円としております。

次のページをお願いします。第3条、資本的収入及び支出で収入の第1款資本的収入の補正予定額4,373万5千円を増額し、6億4,721万6千円としております。また、支出の第1款資本的支出の補正予定額5,870万円を増額し、10億9,976万7千円とするものです。

509ページをお願いします。明細書になりますが、収益的収入及び支出の支出でございますが、項1営業費用の目2処理場費で、2,383万1千円を減額しております。主なものは、節25手数料1,001万1千円の減額で、公共下水道事業と農業集落排水事業の汚泥運搬処分手数料の入札差金、節26委託料957万円の減額は、公共下水道事業と農業集落排水事業の維持管理業務委託の入札差金によるものです。

511ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入で、項1企業債、目1建設改良企業債で、1,950万円を増額しております。後で支出で出てきますが、施設建設費に充てるものでございます。項2補助金、目1国庫補助金を1,500万円増額しております。公共下水道の国補正予算補助事業交付決定によるものです。項3分担金及び負担金で、923万5千円を増額しております。各事業におけます新規加入者の増によるものです。

512ページをお願いします。支出になります。

項1建設改良費、目1施設建設費で2,087万円を増額しております。主なものは、節29工事請負費で、国の補正予算に伴います公共下水道補助事業3千万円増額と、節34補償補填及び賠償金の支障水道管布設替工事が減少したことによる1,300万円減額です。目2施設改良費、委託料で1,500万円を減額しております。現在のストックマネジメント計画による工事の進捗状況を踏まえて、次年度以降に延期したことによるものです。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第21号及び議案第22号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第23号令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第23号令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）を説明いたします。補正予算書601ページです。

第2条は、収益的収入及び支出の支出の補正になります。第1款病院事業費用の第1項、医業費用を補正予定額778万3千円減額し、総額を5億1,613万8千円とするものです。

602ページに移ります。第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費の変更です。補正予定額562万3千円減額し、総額を3億3,354万7千円とするものです。

606ページに移ります。補正予算明細書です。収益的収入及び支出の支出です。項1医業費用、目1給与費を、補正予定額562万3千円減額するもので、主に非常勤職員報酬の減額です。目3経費を、補正予定額216万円減額するもので、主に給食業務と医事業務委託料の減額です。

以上で、議案第23号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第23号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。初めに総務部長に求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算は、各部所管ごとの説明となりますが、まず、総務部所管に入る前に、令和2年度の予算編成の考え方や予算の総額などについて説明いたします。

まず、本市に甚大な被害をもたらした平成28年熊本地震から、まもなく4年目を迎えようとしていますが、復興まちづくり計画に基づく全庁を挙げた取組により、復旧・復興は一步一步着実に進んでいます。

復興まちづくり計画では、令和2年度までを復旧・復興期、令和3年度からを再生・発展期と位置付けており、復旧したインフラや生活基盤等を基に地域の活力を向上させていくためには、長い時間と多くの財源が必要となります。残された様々な課題に対応するとともに、本市の将来の発展と中長期的に安定した行財政運営につなげていく必要があり、引き続き、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算の執行を不断の取組としていかなければなりません。

今後は、人口減少に伴う市税等の減少、社会保障関係経費、公債費などの義務的経費の増加、公共施設の老朽化に伴う改修・更新費用の増大等、歳入・歳出の両面で厳しい状況が見込まれます。

このような中で、様々な行財政課題に対応していくためには、時代に即した必要な事業を見極め、国・県の予算編成や補助制度の動向を注視するとともに、可能な限り特定財源の確保、活用に努めていくことが必要不可欠です。

また、行財政改革を進め、効率的な行財政運営を目指し、歳入規模に見合った財政規模への転換を図り、厳しい財政状況を乗り切ることが重要となります。

令和2年度予算についても、昨年度同様、職員全員でこれらの認識を共有した上で、限られた財源の中で施策の優先順位を洗い直すとともに、徹底した無駄を排除しつつ、予算の重点化が図られるよう、単に慣習・慣例による予算要求とせず、総合的な調整を図った上で、予算編成を行っているところです。

それでは、一般会計予算について御説明します。こちらの予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億8,739万3千円と定めるものです。ここで、前年度との比較を確認いただくため、一旦、17ページをお願いいたします。

前年度予算との歳出合計欄の比較では11億5,800万円余の減、率で3.3%の減となります。歳出の主な増減費目は、款7土木費で4億9,800万円余、率としては12.3%の減、款8消防費で16億400万円、率として51.4%の減、款9教育費で3億9,200万円余、率として7.6%の減、款11公債費で5億4,200万円余の増、率として15.8%増となっています。

それでは、8ページにお戻りください。第2表継続費です。款2総務費、項1総務管理費で、本庁舎大規模改修事業について、総額13億4,500万円を令和2年度から令和4年度まで、また、款9教育費、項5文化費で、松橋総合体育文化センター大規模改修事業について、総額11億5,200万円を令和2年度から令和4年度までとして継続費を設定しています。

9ページに移ります。第3表債務負担行為です。令和2年度中の契約によりまして、令和3年度以降の支出を約束するものでございまして、9ページから13ページにかけて記載のとおり、各事項について期間、限度額を設定しています。

14ページに移ります。第4表地方債です。庁舎等施設整備事業費から、そのページの一番下、学校給食施設整備事業費までは、建設事業の財源でございます。

15ページに移ります。一番上の公共土木施設災害復旧事業費から総務施設災害復旧事業費までは、災害復旧債で、災害復旧事業の財源となります。また、末尾の臨時財政対策費は、地方交付税の振替分でありまして、一番下の地方債の合計では、54億5千万円余を限度額として設定しています。

それでは、ここから総務部所管の予算編成について説明いたしますが、その前に、

予算全体の大きな変更点を1つ申し上げます。

これまで、歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則により、節1報酬から節28繰出金までの28節となっていました。今回、同規則の改正によりまして、節7賃金が削除され、これ以降の節の節番号が繰り上げられることとなりますので、令和2年度予算より所要の記載を行っております。

それでは、総務部所管の歳出の主なものを説明します。

46ページをお願いします。下段になります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で16億2,300万円余、前年度比249万6千円の減額です。ここでは、総務部、企画部の職員の給料、職員手当等、共済費と職員全体の退職手当組合負担金などの人件費を計上しているところです。

48ページをお願いします。節12委託料、下から3段目、行政事務等業務委託料1億1,100万円余を計上しています。これまで、行政区の取扱事務に係る費用については、特別職非常勤である嘱託員への報酬として執行を行ってききましたが、地方公務員法等の改正によりまして、委託料等へ変更したものです。

51ページをお願いします。下段になります。目5財産管理費で8億300万円余、前年度比4億9,900万円余の増額を計上しています。普通財産、本庁舎、支所庁舎、松合出張所、公用車の維持管理経費などとなります。

53ページに移ります。こちらは節12委託料で、上段から2段目でございます。小川支所移転改修工事業務委託料9,460万円を計上しています。

続いて、54ページに移ります。節14工事請負費におきまして、本庁舎大規模改修工事費5億2千万円を計上しており、これらが、目5財産管理費における大幅な増額の主な要因となっています。

58ページをお願いします。下段になります。目8防犯対策費で1,726万1千円、前年度比3,611万円の減額です。市管理防犯灯LED交換工事費の皆減が、大幅な減額要因となります。

73ページに移ります。項4選挙費です。74ページの一番上です。目3で、本年度執行予定の市長選挙費2,719万1千円を計上しているところでございます。

144ページをお願いします。下段になります。款8消防費、項1消防費です。目1常備消防費で8億8,600万円余、前年度比9,434万8千円の増額です。消防本部や消防署の運営経費である宇城広域連合消防費負担金となっています。同じく、目2非常備消防費では1億5千万円余を計上しています。前年度比は147万円の減額です。消防団の活動経費が主なものとなります。

146ページに移ります。目3消防施設費で7,522万4千円、前年度比4,815万9千円の増を計上しています。防災拠点センターの管理費が、主な増加要因

となります。

147ページに移ります。中段です。目4災害対策費では、4億200万円余、前年度比17億4,500万円余の減額となります。防災拠点センター整備費の皆減が減額の主な要因でございます。

191ページです。上から2つ目でございます。款10災害復旧費、項4その他施設災害復旧費、目1総務施設災害復旧費で2億200万円、前年度比2億100万円増を計上しています。本庁舎等における平成28年熊本地震被災箇所の災害復旧事業費です。続きまして、款11公債費、項1公債費、目1元金で38億900万円余を計上しています。前年度比5億6,800万円余の増額となります。熊本地震関連の起債の元金償還が始まったことが、主な増額の要因となります。

次に、歳入の主なものについて説明します。

19ページになります。款2地方譲与税から、次の次の21ページ、款10地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画などにに基づき積算をして計上しているものでございます。

21ページをお願いします。款10地方交付税で87億7千万円、前年度比3億2千万円の減を計上しています。内訳としましては、普通交付税84億円、特別交付税3億7千万円を計上しています。

36ページに移ります。一番下になります。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で21億6,300万円余、前年度比9億1,700万円余の増を計上しています。令和2年度財源不足分を、基金からの繰入れで収支の調整を行っているところです。

37ページに移ります。一番上でございます。目3その他特定目的基金繰入金で4,106万7千円を計上しており、前年度比2億8,500万円余の減となっております。令和元年に実施しております光回線網整備に係る地域振興基金、いわゆる合併特例基金の繰入れの減額が主な要因です。

42ページに移ります。こちらも下段になります。款21市債、項1市債です。42ページの目1総務債から、43ページの一番下、目8教育債までが、建設事業の財源としての借入でございます。

続く44ページの一番上、目9災害復旧債は、いずれも過年度災害復旧事業分でございます。項1市債の合計であります市債総額は54億5千万円余で、前年度比較で15億2千万円余の減額となります。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務部長の説明が終わりました。次に、企画部長に求めます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、企画部所管の歳出の予算から主なものを説明い

たします。

予算書の55ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で6億5,300万円余、前年度比で1億2,800万円余の増を計上しております。節12委託料で、子育て支援環境整備基本構想策定業務委託料1,000万円につきましては、子育て世代のための施設等の環境整備の基本構想を策定するための委託料になります。

次の56ページの委託料、ふるさと納税事務一括代行業務委託料2億3,100万円余は、返礼品、送料、手数料を含む委託料で、寄附見込み額4億1,100万円余のうち、直接寄附を除いた分の代行業務委託料として計上しています。同じく委託料の一番下になります、小川駅西口改札新設工事業務委託料6,200万円につきましては、現在進めている実施設計の完了後に予定しておりますJRとの工事に関する協定に基づきまして、JRに委託する改札新設工事の業務委託料になります。

57ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の真ん中あたりになります。バス運行対策費補助金1億500万円余は、路線バスを運行するバス会社に対しまして、赤字補填として補助するもので、財源の一部として、県補助金763万5千円を見込んでいます。その下、節24積立金1億7,500万円余は、主にふるさと応援寄附金から委託料等の経費を差し引いた金額を計上しています。

次の61ページをお願いいたします。目11情報システム運営費1億4,300万円余、前年度比3億7,100万円余の減額としています。

62ページです。節13使用料及び賃借料9,397万9千円は、基幹系システム使用料の6,600万円、それから情報系システム等使用料2,364万8千円がその主なものとなっております。同じページ、節14工事請負費の308万円につきましては、防災拠点センター6か所及び小川支所の公衆無線LAN環境整備工事費で、財源として、国の補助金149万2千円を見込んでいます。

節17備品購入費の1,052万1千円につきましては、事務用の更新用パソコン40台と庁舎等の無線LAN機器などの購入費用となっております。

125ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目4観光費につきましては1億7,400万円余、前年度比6,152万2千円余の増としています。

次に、126ページの節12委託料の上から6段目になります。施設管理業務委託料1,630万8千円のうち、800万円につきましては、地域間交流施設金桁温泉の施設管理分となっております。

次に127ページになります。節12委託料の三角西港世界文化遺産登録5周年プロモーション事業委託料303万1千円につきましては、三角西港の世界文化遺

産登録から5年目を迎えることと併せて、世界文化遺産三角西港のプロモーションを改めて実施するということでの予算になっております。

128ページをお願いいたします。節14工事請負費で、三角西港観光トイレ大規模改修工事2,000万円を計上しています。現在、ムルドルハウスのトイレの改修工事をしてありますが、令和2年度で龍驤館のトイレの改修を行います。その下になります。地域間交流施設金桁温泉外構工事費600万円につきましては、令和元年度におきまして発注できなかった外構工事の一部工事費になります。その下、不知火温泉ふるさと交流センター補修工事費1,758万2千円につきましては、水中ポンプ、加圧ポンプの取替工事などになっております。

次に、歳入に移ります。

予算書の23ページになります。上から2段目です。款13使用料及び手数料、項1使用料、目5商工施設使用料になります。地域間交流施設金桁温泉使用料598万5千円は、温泉施設の入館料になります。

27ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金の一番下になります、マイナポイント事業費補助金607万1千円は、マイナンバーカードで25%還元される消費活性化策のマイナポイントの初期設定、それから申請の支援と利用店舗募集に係る補助金となっております。

次に、36ページをお願いいたします。款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金で、ふるさと応援寄附金4億1,100万円余、前年度比6,150万円の増を見込んでいます。

以上で、企画部所管分の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 企画部長の説明が終わりました。次に、市民環境部長に求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） それでは、市民環境部所管について詳細説明いたします。

まず、歳入から行います。

予算書の16ページをお願いします。款1市税は、59億2,100万円余を見込んでいます。前年度当初予算に比べ約8,800万円の増、率で1.5%の増となっております。

18ページをお願いします。予算増減の主なものは、項1市民税で約6,400万円の増、項2固定資産税で約3,100万円の増、項3軽自動車税で約500万円の増、19ページに移ります。項4市たばこ税で約1,200万円の減などです。

次に、歳出です。

65ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目16社会保障・税番号制度対策費は、前年度比約3,500万円増の4,432万8千円で、会計年度任用職員費や地方公共団体情報システム機構交付金です。特定財源は27ページの総務費国庫補助金です。

68ページをお願いします。項2徴税费、目1税務総務費は、前年度比約500万円減の3億2,200万円余で、大半が人件費です。その他主なもので69ページ、節12固定資産評価業務委託料5,480万4千円、節22市税還付金2,700万円です。

71ページをお願いします。同じく、目1戸籍住民基本台帳費は、前年度比約4,200万円増の1億5,300万円余で、大半が人件費です。その他主なものとして、72ページ、節12窓口業務委託料4,554万1千円となっております。

80ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費は、前年度比約4,200万円減の5億8,000万円余で、全て国保特別会計への基準内繰出です。特定財源の国県支出金3億400万円余は、26ページ、目1民生費国庫負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金約7,700万円や、28ページ、目1民生費県負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金2億2,700万円余となっております。

85ページをお願いします。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費は、前年度比約3,300万円増の11億6,500万円余で、86ページ、節18広域連合療養給付費負担金8億6,100万円余や、節27後期特別会計繰出金2億7,200万円余などです。

次に、104ページをお願いします。款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費は、前年度比約700万円減の1億3,600万円余で、人件費や広域連合各種事業費負担金です。

105ページから106ページに移ります。同じく項3清掃費、目1清掃総務費は、前年度比約4,200万円減の6億2,600万円余を計上しています。主なもので広域連合の浄化センター事業費負担金2億1,700万円余、宇城クリーンセンター事業費負担金2億7,800万円余などです。

以上で、市民環境部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 市民環境部長の説明が終わりました。

説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時05分

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、健康福祉部長に説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 健康福祉部所管の予算について説明をいたします。

歳出の主なものから説明します。予算書の66ページをお開きください。なお、補助事業等の特定財源については、規定の補助率等で対象目ごとに充当しております。

款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業費のうち1億2,800万円余を計上しています。応急仮設住宅の維持管理に要する経費、応急仮設住宅の期間延長に伴う用地購入費、住まい再建支援事業補助、応急仮設住宅移転等費用支援事業補助などです。

77ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で2億1,000万円余を計上しています。社会福祉課職員人件費、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援事業、民生委員児童委員協議会、戦没者援護事業などの経費です。

80ページ、項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費で1億5,800万円余を計上しています。主に、重度心身医療費助成事業、障害者手当、宇城地域療育センター事業、障害者団体などに対する経費でございます。

82ページ、目2障害者自立支援費で19億6,200万円余を計上しています。生活介護入所支援等の障がい福祉サービス事業、放課後等デイサービスなどの児童発達支援事業、更生医療などの公費負担診療報酬扶助費、日中一時支援等の地域生活支援事業、日常生活用具給付事業などの経費です。

83ページ、項3老人福祉費、目1老人福祉総務費及び84ページ、目2老人福祉施設費については大きな変化はなく、前年度並みの予算を計上しています。目3介護保険費で11億8,600万円余を計上しています。85ページの介護施設及び地区公民館への施設整備等に伴う介護基盤緊急整備特別対策事業補助、また介護保険特別会計への基準内繰出金などの経費です。

86ページに移ります。項4児童福祉費、目1児童福祉総務費で7億1,200万円余を計上しています。児童福祉職員人件費、公立保育園民営化引継業務委託料、保育所等整備事業補助、私立保育所等施設整備資金借入金利子補給補助など児童福祉に係る他の目に属さない費用を計上しています。

88ページをお願いします。目2児童手当費で9億2,100万円余を計上しています。児童手当の支出実績等により前年度より減となっております。目3子ども・子育て支援費で、28億2,800万円余を計上しています。民間保育所等の運営

費、延長保育、障害児保育事業、学童保育事業、子育て支援拠点事業、児童福祉センター事業などに要する経費です。

91ページに移ります。目4保育園運営費で3億6,200万円余を計上しています。公立保育園の管理運営経費です。

93ページ、目5児童館運営費で1,072万4千円を計上しています。児童館3館の施設等の解体費が主なものです。項5母子福祉費、目1母子福祉費で3億1,100万円余を計上しています。児童扶養手当及びひとり親家庭高等職業訓練促進事業の経費が若干増となっています。

95ページ、項6生活保護費、目1生活保護総務費で5,485万2千円を計上しています。生活保護係職員人件費、就労支援事業、医療費適正化事業などの経費です。

96ページに移ります。目2生活保護扶助費で7億9,100万円余を計上しています。減要因としては、医療費扶助などが原因となっております。

97ページ、項8災害救助費、目1災害救助費で3,382万円を計上しています。応急仮設住宅期間延長事務、地域支え合いセンター事業、災害弔慰金等の経費です。

98ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で3億200万円余を計上しています。健康づくり推進課の職員人件費、公的病院等運営事業費負担金、在宅当番医や輪番制病院運営事業、健康づくり事業、食生活改善推進事業、予防接種事故障害年金給付費などの経費です。

100ページに移ります。目2予防費で1億9,300万円余を計上しています。予防接種事業に要する経費で、前年度実績により計上しています。目3母子衛生費で2億3,700万円余を計上しています。こども医療費助成事業、妊婦乳幼児健診事業、未熟児養育医療給付費などの経費です。子ども医療扶助費が増要因となっています。

101ページ、目4健康増進事業費で9,084万7千円を計上しています。各種住民健診に要する経費を、前年度実績により計上しています。

次に、特定財源以外の歳入を説明いたしますので、35ページをお開き願います。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち、松橋・河江・不知火保育園土地貸付収入として768万円を計上しています。目2利子及び配当金のうち社会福祉振興基金利子98,000円を計上しています。

38ページに移ります。款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金収入として188万5千円を計上しています。

以上で、健康福祉部所管の予算説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 健康福祉部長の説明が終わりました。次に、経済部長に説明を求めます。

○経済部長（坂園昭年君） 経済部所管の説明をします。

歳出から説明します。

予算書の109ページから110ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費1億1,900万円余、前年度比845万8千円の増を計上しています。節18負担金補助及び交付金1億1,600万円余は、5団体への負担金と、国・県補助の7事業と市単独4事業の補助金です。

111ページから112ページに移ります。目6中山間地域等直接払制度事業費6,899万4千円、前年度比756万8千円の増を計上しています。節18負担金補助及び交付金6,500万9千円は、36集落への補助金と推進事務費です。

112ページの目8農地総務費2億1,400万円余、前年度比2,540万8千円の減を計上しています。

主なものとして、113ページに移ります。節18負担金補助及び交付金で説明欄にあります、多面的機能支払事業補助金1億8,200万円余です。市内46地区において、農地・農業施設の補修や管理等の地域共同活動等の取組を支援するための補助金です。

114ページに移ります。目9農業施設維持管理費2億5,800万円余、前年度比2億700万円余の増を計上しています。主に、節12委託料で説明欄にあります、ため池ハザードマップ作成業務委託料1億2,700万円余です。新しく防災重点ため池に見直した、市内51か所のハザードマップを作成します。

115ページに移ります。目12農地用排水整備事業費6,768万5千円、前年度比2,796万4千円の増を計上しています。主に、節14工事請負費5,450万円は、単独用排水施設2か所、補助用排水施設4か所の工事費です。

116ページに移ります。目14湛水防除事業費1億8,000万円余、前年度比3,537万4千円の減を計上しています。

117ページに移ります。主に、節18負担金補助及び交付金の説明欄にあります県営湛水防除事業負担金1億200万円余です。内訳は、不知火町の亀松地区、松橋町の豊川北部、中央、南部地区、小川町の益南の5地区になります。

118ページに移ります。項2林業費、目1林業総務費5,187万8千円、前年度比76万4千円の減を計上しています。節12委託料4,011万円は、市猟友会への有害鳥獣駆除業務委託料で、イノシシの捕獲頭数増加により前年度比696万円の増を計上しています。

122ページに移ります。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費8,275

万7千円、前年度比1,298万1千円の減を計上しています。

123ページに移ります。主なものとして、節18負担金補助及び交付金5,360万9千円は、商工会補助金、ふるさと祭り等の各実行委員会への補助金になります。

続きまして、歳入の主なものを説明します。

31ページから32ページをお願いいたします。款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金5億5,800万円余のうち、経済部所管関係の補助金は、農業委員会関係の補助金を除く中山間地域等直接払制度交付金など、5億4,900万円余を計上しています。

以上で、経済部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 経済部長の説明が終わりました。次に、土木部長に説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 土木部所管の説明をいたします。

歳出の103ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目6上水道費で5,023万4千円、前年度比1億2,700万円余の減を計上しております。水道事業会計への補助金と出資金でございます。

105ページをお願いいたします。項2環境衛生費、目3生活排水対策費で4,237万1千円、前年度と比較しまして311万8千円の減を計上しています。主なものとしまして、節18負担金補助及び交付金で、説明欄にあります合併浄化槽設置費補助金3,329万3千円でございます。

132ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で5億3,000万円余、前年度と比べまして1億8,500万円余の増を計上しています。道路維持補修事業に要する費用で、主なものとしましては、133ページの節14工事請負費の3億7,600万円余でございます。目3道路新設改良費で11億1,800万円余、前年度比較で8億1,600万円余の減を計上しています。

主なものとしまして、134ページをお願いいたします。節14工事請負費の8億9,300万円余です。道路改良事業に要する費用で、戸馳大橋撤去工事及び希望の里1号線道路改良工事等でございます。

次のページをお願いいたします。目4橋りょう維持費で2億9,600万円余、前年度比1億8,900万円余の増を計上しています。老朽化した橋りょうの補修工事など維持管理に要する費用で、節12委託料1億2,500万円余と節14工事請負費1億7,100万円でございます。

次に、137ページをお願いいたします。項3河川費、目3河川改良費で2億2

00万円余、前年度比較1億4,900万円余の減を計上しています。主に、節14工事請負費1億9,700万円余で河川の護岸改良工事や拡幅工事になります。

次に、139ページをお願いいたします。項5都市計画費、目2下水道費で5億3,000万円余、前年度比較156万1千円の減を計上しています。下水道事業会計への補助金、出資金でございます。次に、目3駅周辺開発推進事業費で3億1,400万円余、前年度比較で1億5,200万円余の増を計上しています。

主なものは、節12委託料で、140ページの説明欄にあります。建設業務委託料6,548万円と、節14工事請負費としまして、松橋駅周辺開発工事費の2億1,900万円を計上しています。

141ページをお願いいたします。項6住宅費、目1住宅管理費で1億3,700万円余、前年度比較の1,863万4千円の増で、市営住宅の維持管理に要する費用となります。

190ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公園施設災害復旧費で3,800万円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

23ページをお願いいたします。款13使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料で1億5,400万円余、前年度比較の575万5千円の減を計上しています。主に、節4住宅使用料1億3,300万円余でございます。

27ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金8億2,700万円余、前年度比8億6,200万円余の減を計上しています。主なものは、節1道路橋りょう費補助金4億3,600万円余で、道路改良事業等に関するものです。

以上で、土木部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 土木部長の説明が終わりました。次に、教育部長に説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 続きまして、教育部所管の予算を説明いたします。

まず、歳出の主なものについて説明します。

66ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業費、節12委託料の説明欄、公共建築物内外壁等点検業務委託料の1億1,400万円余のうち9,862万円は、小中学校及び松合郷土資料館の外壁の全面打診調査等の委託料です。財源は、平成28年熊本地震復興基金交付金で、補助率は2分の1でございます。

次に、152ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費で2億4,600万円余、前年度比1,153万5千円の増を計上していま

す。主なものは、松合小学校・不知火小学校統合準備に要する費用として、委託料及びスクールバス購入など3,350万円。教育のICT環境整備のため、節12委託料において、ICT支援包括提携事業委託料をはじめ3,849万6千円。

次の153ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料で、令和元年度に導入した教師用、中学校生徒用のパソコンリース料、それから令和2年度に導入予定の小学校3年生以上の児童1人1台、計2,800台のタブレット賃借料及びソフトウェアのライセンス使用料として1億6,400万円余を計上しています。項2小学校費、目1学校管理費で、10億1,000万円余、前年度比2億4,500万円余の減を計上しています。

主なものは、156ページをお願いいたします。節14工事請負費で、不知火小学校校舎改築工事などを予定しています。改築工事の特定財源として、国庫支出金で3億5,200万円余を見込んでおります。補助率は2分の1でございます。

157ページに移ります。項3中学校費、目1学校管理費では7億8,300万円余、前年度比3億8,000万円余の減を計上しています。159ページをお願いいたします。節12委託料の建設業務委託料では、測量設計業務委託料のうち、小川中学校建替えに伴う実施設計委託で1億6,000万円、地質調査業務委託で2,000万円が主なものでございます。また、節14工事請負費では、松橋中学校屋内運動場改築工事、同じく武道場改築工事、既設屋内運動場解体工事で4億2,300万円余を計上しています。工事請負費の特定財源として、国庫補助金6,195万4千円を予定しています。補助率3分の1です。

次に、169ページに移ります。項4社会教育費、目7三角センター費で2億1,900万円余、前年度比2億1,000万円余の増を計上しています。主なものは、170ページの節14工事請負費として、三角センター解体工事費の2億1,600万円余を計上しています。

次に、173ページをお願いいたします。項5文化費、目4美術館費で1,951万5千円、前年度比892万円の増は、ふるさと応援寄附金を活用して実施する不知火美術館特別企画展、仮称でございますが、八代亜紀「アートの世界展」の174ページの委託料をはじめとする開催経費が主なものでございます。目5松橋総合体育文化センター費で5億2,500万円余、前年度比4億7,000万円余の増を計上しています。主なものは、節12委託料の松橋総合体育文化センター第2期改修工事の設計業務委託料1,500万円と、次の175ページ、節14工事請負費で、改修工事の前払金40%の4億5,600万円を計上しています。

176ページに移ります。目7世界遺産管理費で1億100万円余、前年度比9,019万1千円の増を計上しています。次のページ177ページ、節14工事請負

費、旧三角海運倉庫耐震補強工事が主なものです。特定財源の国県支出金は、国庫補助の重要文化的景観保護推進事業費補助金4,126万5千円、それから県補助の世界文化遺産登録・維持保全事業費補助金150万円でございます。次に、項6保健体育費、目1保健体育総務費で1億4,800万円余、前年度比1,472万5千円の減を計上しています。主なものは、178ページの節12委託料で、不知火地区体育施設の指定管理業務委託料として3,540万4千円。測量設計業務委託料1,674万3千円は、岡岳グラウンド及び不知火グラウンドの照明器取替実施設計業務委託でございます。

次に、187ページに移ります。項7学校給食費、目4給食センター費で1億4,500万円余、前年度比1,353万7千円の減を計上しています。主なものは、188ページの節12委託料の説明欄、一番下でございますけれども、松橋学校給食センターの給食調理配送業務委託料6,507万6千円です。なお、特定財源のその他840万8千円は、松橋学校給食センターにおける県立松橋西支援学校からの給食受託事業収入でございます。

189ページに移ります。目5給食センター建設費で5億300万円余、前年度比3億8,000万円余の減で、新学校給食センター整備に要する費用でございます。節14工事請負費4億9,000万円余は、学校給食センター新築工事の継続費3年目予算分それと外構工事費でございます。特定財源として、国県支出金欄の8,920万2千円は、国の学校施設環境改善交付金で、補助率は国の配分基礎額の3分の1と、一部、アレルギー対策室分は2分の1でございます。

191ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項3文化施設災害復旧費、目1文化施設災害復旧費、節14工事請負費4,186万3千円は、市指定文化財の鴨籠橋の災害復旧工事に係るものでございます。

続きまして、歳入の主なものを説明します。歳出で説明しました特定財源は省略させていただきます。

123ページをお願いします。款13使用料及び手数料、項1使用料、目8教育使用料で3,667万3千円、前年度比654万1千円の増を計上しております。小・中学校施設使用料は、グラウンドの夜間照明使用料、それから体育館使用料及びグラウンド使用料です。

124ページをお願いします。節4文化施設使用料の説明欄、美術館使用料694万7千円のうち、先ほど歳出で申し上げました、特別企画展のチケット販売収入として605万円を見込んでおります。節5保健体育施設使用料2,157万3千円は、不知火地区を除く市内の体育館、グラウンド、テニスコートなどの使用料でございます。

以上で、議案第24号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 教育部長の説明が終わりました。これで議案第24号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第25号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算及び議案第26号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 別冊の特別会計予算書になります。まず、議案第25号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算について詳細説明します。

予算書の101ページをお願いします。まず初めに、予算の総額です。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億9,234万円と定めるものです。

次に、106ページに移ります。歳出合計欄で、前年度当初予算との比較では1億8,274万2千円の減、率で2.2%の減です。

まず、歳入です。

107ページに移ります。款1国民健康保険税は、県が提示した令和2年度の標準保険税率を基に、県内他市の国保税率との均衡を考慮し、本市独自の税率で算定したものです。前年度比8,146万9千円の減、率で5.4%減の14億2,200万円余を見込んでいます。

108ページに移ります。款3国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、301万円を計上しています。款4県支出金は、保険給付費等交付金として、前年度比1億400万円余の減額の59億8,200万円余を計上しています。款6繰入金は、一般会計繰入金5億8千万円余、続いて109ページの基金繰入金として、国保財政調整基金から約7,900万円を取り崩し、被保険者に係る保険税の軽減を図っています。

次に、歳出です。

112ページから114ページに移ります。款2保険給付費は、前年度比1億400万円余の減、率で1.8%の減、給付費全体で総額58億100万円余で、歳出の72%を占めています。特定財源の国県支出金の57億5,500万円余は、108ページ、款3県支出金、項1県補助金の普通交付金です。款3国民健康保険事業費納付金は、前年比8,139万3千円減額の21億2,700万円余を計上しています。特定財源の国県支出金2億円余は、同じく項1県補助金の特別交付金です。

115ページから116ページに移ります。款5保健事業費は、特定健診受診率向上を図るため、総額6,948万7千円を計上しています。特定財源の国県支出金2,398万5千円は、同じく項1県補助金の特別交付金です。

次に、議案第26号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算について詳細

説明します。

予算書の201ページをお願いします。まず初めに、予算の総額です。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,870万5千円と定めるものです。

205ページに移ります。歳出合計欄で、前年度当初予算との比較では7,926万6千円の増、率で10%の増となっております。

まず、歳入です。

206ページに移ります。款1後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加が見込まれ、前年度比6,690万5千円の増、率で13.3%増の5億6,700万円余を見込んでいます。款4繰入金は、前年度比89万8千円増の2億7,200万円余で、保険基盤安定事業繰入金や他の特別会計同様、職員人件費等の事務費繰入金を計上しています。

次に、歳出です。

208ページに移ります。款1総務費は、前年度比128万4千円減額の3,176万4千円です。

209ページに移ります。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比7,400万4千円の増、率で10%増の8億1,000万円余で、歳出の93.3%を占めています。款3保健事業費は、対前年比656万円増額の2,284万2千円を計上しました。特定財源は、207ページ、款6諸収入の後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。

以上で、議案第25号及び議案第26号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第25号及び議案第26号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第27号令和2年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第27号令和2年度宇城市介護保険特別会計予算について説明します。

特別会計予算書の301ページをお願いします。令和2年度は、歳入歳出それぞれ総額70億8,432万1千円とし、前年度比で1億6,662万4千円の増額となりました。

歳入の主なものを説明します。

308ページをお願いします。款1保険料、項1介護保険料は13億5,000万円余を計上しています。65歳以上の第1号被保険者を19,600人程度と見込んでおります。

次に、同ページの款3国庫支出金から310ページの款8繰入金、項4事務費繰

入金までは、介護事業に対する国・県・市の法定負担率分を計上しています。

311ページの目5低所得者保険料軽減繰入金9,908万6千円は、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合によるものです。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

314ページをお願いします。款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は3,624万6千円です。介護保険認定調査員9人の報酬1,576万円や主治医意見書に係る手数料1,686万円等を計上しています。

315ページの目2認定審査会共同設置負担金は1,772万4千円で、認定調査業務を共同処理している宇城広域連合に対する負担金です。

315ページ、316ページの款2保険給付費、項1保険給付費は66億7,400万円余で、対前年度比で約2億400万円の増です。要介護高齢者の増加や消費税増税に伴う報酬改訂、介護医療院新設による介護給付費の増加等を見込んで増額しております。

316ページ、317ページの項2地域支援事業費は、2億3,000万円余で、対前年度比で約2,100万円の減額です。介護予防・日常生活支援総合事業の通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業等対象者が、住民主体の通いの場へ移行する傾向となっているため、減額をしているものです。

以上で、議案第27号令和2年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第27号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第28号令和2年度宇城市奨学金特別会計予算の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、議案第28号令和2年度宇城市奨学金特別会計予算を説明いたします。

宇城市特別会計予算書401ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,957万5千円と定めるものです。

まず、歳入から説明します。

406ページをお願いいたします。款1使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料1万5千円。款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、奨学基金利子として2万5千円。一番下の款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金として滞納繰越分を含め1,953万2千円を予定しています。

次に、歳出を説明します。

407ページに移ります。款1育英事業費の節20貸付金は、令和2年度の奨学金貸付金として846万円を見込んでいます。それから、節24積立金は、奨学基

金積立金として1,109万7千円を計上しています。なお、令和2年度の貸付けは、平成29年度から令和元年度までの継続者8人と、令和2年度の新規貸付者を10人ということで見込んでいます。

以上で、議案第28号奨学金特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第28号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第29号令和2年度宇城市水道事業会計予算及び議案第30号令和2年度宇城市下水道事業会計予算の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第29号令和2年度宇城市水道事業会計予算について詳細説明をいたします。

予算書501ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出で、収入の第1款水道事業収益12億1,400万円余を計上しています。

次の502ページをお願いいたします。支出の第1款水道事業費用14億1,000万円余を計上しています。次に第4条、資本的収入及び支出で、収入の第1款資本的収入1億2,500万円余を計上しています。支出では、第1款資本的支出5億5,800万円余を計上しています。

536ページをお願いいたします。明細書になります。収益的収入及び支出の収入で、項1営業収益、目1給水収益では、前年度より2,867万6千円増の10億2,100万円余を計上しています。項2営業外収益、他会計補助金で、前年度より9,084万5千円減の1,000万円余を、一般会計繰出基準内補助金として計上しています。

539ページをお願いいたします。支出になります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費で、前年度より1億4,279万5千円増の6億100万円余を計上しています。

主なものとしましては、540ページをお願いいたします。節37受水費を5億2,700万円余としております。

542ページをお願いいたします。節18委託料としまして8,459万円を計上しております。

543ページの目5減価償却費で、前年度より539万8千円減の4億1,900万円余を計上しています。営業費用の増は、主に水道企業団からの受水費の増によるものでございます。

546ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入で、項1企業債、目1建設改良企業債で、前年度より1,500万円増の8,500万円を計上しております。項3出資金、目1他会計出資金で、前年度より1,105万1千円減の4,091万円余を計上しております。

547ページをお願いします。支出になります。項1建設改良費、目2施設改良費で、前年度より800万円増の1億300万円を計上しております。主なものとしましては、節25工事請負費の9,900万円になります。

548ページをお願いいたします。項2企業債償還金、目1企業債償還金で、前年度より4,250万3千円減の4億1,200万円余を計上しております。これは、建設改良企業債の償還金でございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号令和2年度宇城市下水道事業会計予算について説明をいたします。

予算書601ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出で、収入の第1款下水道事業収益13億400万円余を計上しています。

602ページになります。支出の第1款下水道事業費用は14億8,400万円余としています。第4条、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入としまして7億2,900万円余、支出では、第1款資本的支出12億5,600万円余を計上しています。

明細としまして、633ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入ですが、項1営業収益、目1下水道使用料を前年度より1,471万2千円増の5億6,200万円余としております。項2営業外収益、目2他会計補助金は、各事業への補助金としまして、4億900万円余を一般会計からの補助金としております。

635ページをお願いいたします。支出になります。項1営業費用、目2処理場費に、前年度より2,989万6千円増の3億5,000万円余を計上しています。

主なものでございますが、637ページ、節26委託料1億9,800万円余で、公共下水道処理場及び農業集落排水処理場の維持管理業務委託費になります。目4総係費に、前年度より2,522万5千円増の2億700万円余を計上しております。主なものは、638ページの節35負担金で、八代北部流域下水道維持管理負担金1億3,200万円余でございます。

639ページをお願いします。目5減価償却費に7億700万円余を計上しています。

641ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入になります。項1企業債から項5出資金までの各節におきまして、令和2年度に予定します事業の特定財源を計上しておりまして、合計7億2,900万円余を計上しています。

643ページをお願いします。支出でございます。項1建設改良費、目1施設建設費に、前年度より6,999万3千円増の2億4,300万円余を計上しています。主なものは、節29工事請負費1億120万円で、各事業における工事請負費でござ

ざいます。

644ページをお願いいたします。目2施設改良費に、前年度より7,550万円増の3億9,900万円余を計上しています。主なものは、節26委託料の消化槽耐震補強工事委託3億円です。項2企業債償還金、目1企業債償還金に、前年度より1,845万8千円増の6億1,300万円余を計上しています。これは、各事業におけます企業債償還金でございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第29号及び議案第30号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第31号令和2年度宇城市民病院事業会計予算の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第31号、令和2年度宇城市民病院事業会計予算の詳細説明を行います。

宇城市特別会計予算書の701ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出予定額です。初めに収入です。第1款病院事業収益を4億2,849万円としています。

702ページに移ります。支出です。第1款病院事業費用を5億3,359万7千円としています。次の第4条、資本的収入及び支出予定額です。初めに収入です。第1款資本的収入を868万7千円としています。支出です。第1款資本的支出を1,897万円としています。

703ページに移ります。第5条は、債務負担行為の設定で記載の6件を設定するものです。第6条は、起債の目的、限度額等を定めるものです。病院事業としての借入限度額を460万円としています。

734ページをお願いいたします。予算の明細書です。まず、収益的収入及び支出の収入明細です。款1病院事業収益の本年度欄になります、4億2,800万円余としています。その主な内訳になります。項1医業収益3億7,100万円余は、患者数の減等により、前年度より3,503万円の減額です。項2医業外収益5,673万5千円は、一般会計からの繰入れになります他会計補助金等の増により、前年度より957万円の増額です。

736ページに移ります。収益的収入及び支出の支出明細です。款1病院事業費

用の本年度欄になります。5億3,300万円余としています。その主な内訳です。医師、看護師等の職員及び会計年度任用職員等の人件費であります、目1給与費が3億5,300万円余で、前年度より1,031万4千円の増額となっています。

737ページに移ります。目3経費は、1億1,300万円余で、光熱水費及び委託料などの費用で、前年度より515万4千円の減額です。

743ページに移ります。資本的収入及び支出の収入明細です。款1資本的収入の本年度欄になります。868万7千円としています。主な内訳は、項1企業債460万円、企業債の償還に掛かる一般会計からの繰入れになります、項2出資金178万5千円です。

744ページに移ります。資本的収入及び支出の支出明細です。款1資本的支出の本年度欄になります。1,897万円としています。その内訳は、項1建設改良費、目1病院施設改良費を600万円、医療機器購入費用等で、目2有形固定資産購入費を940万円、借入れしている企業債の元金償還になります、項2企業債償還金357万円を計上しています。

以上で、議案第31号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第31号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第32号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第32号の工事請負契約の締結について説明いたします。議案集は46ページ、説明資料は59ページからになります。

今回の長崎久具線交付金道路改良第2号工事に係ります工事請負契約の締結につきましては、令和2年1月27日に仮契約を締結しているところでございます。

工事名としまして、長崎久具線交付金道路改良第2号工事。工事場所、宇城市不知火町長崎地内。契約金額、1億7,094万円。契約の相手方、所在地、宇城市不知火町松合842。商号又は名称、株式会社中内土木、代表者氏名、代表取締役福原弘次。

本工事につきましては、国道266号から不知火町長崎方面への工事でありまして、長崎久具線道路改良事業最終施工区間約240mの歩道設置を含む、道路改良工事並びに用排水路の付替え工事を施工するものです。条件付一般競争入札方式を採用し、施工能力及び実績により受注業者の選定を行いまして、1月27日に仮契約を締結しているところであります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第32号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第33号財産の取得について（防災拠点センター備品）の詳細説明を

求めます。

○**総務部長（成松英隆君）** それでは、議案第33号財産の取得について詳細説明を申し上げます。議案集は47ページ、説明資料は62ページになります。

今回の防災拠点センター備品購入は、防災拠点センター内に配備する備品の購入を行うもので、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定し、1月29日に相手方と仮契約を締結しております。

取得する財産は、まず財産、防災拠点センター備品でございます。所在地は、宇城市内6か所それぞれの防災拠点センターになります。取得金額、1億2,911万2,720円、税込みでございます。契約の相手方は、住所、熊本市西区上熊本3丁目8番1号。商号又は名称、金剛株式会社、代表取締役田中稔彦でございます。

本事業は、市内6か所に整備を行う防災拠点センターの施設内に配置する備品を購入するもので、購入内容としましては、机、いす等の備品になります。納入期限は、今年度いっぱいとしておりますが、契約を締結後、関係機関の繰越承認が得られた場合は、発注者・受注者間で協議を行い、令和2年12月25日まで契約期間の延長を考えているところでございます。

以上で、議案第33号の詳細説明を終わります。

○**議長（長谷誠一君）** 議案第33号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第34号旧慣による公有財産の使用権の廃止についての詳細説明を求めます。

○**経済部長（坂園昭年君）** 議案第34号旧慣による公有財産の使用権の廃止について詳細説明を申し上げます。議案集は48ページと、説明資料は63ページから67ページをお願いいたします。

今回廃止する公有財産は、宇城市松橋町両仲間519番の山堤ため池です。面積は4,267平方メートルです。本ため池の水利権は、天明8年、西暦1788年から利用しており、旧慣による公有財産を使用する権利に該当します。本ため池の管理団体両仲間区農家組合から、令和元年8月5日付けで、水利権の放棄の届出がありました。放棄する理由は、ため池下流域が宅地造成等による周辺環境変化で農地が減少し、現在は農業用水としての利用はされておらず、また、農業者の高齢化に伴い年々管理が厳しくなっているためです。そのため、旧慣による公有財産の使用権の廃止について提案するものです。

以上で、議案第34号の詳細説明を終わります。

○**議長（長谷誠一君）** 議案第34号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第35号権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第35号臨時福祉給付金返還金の権利の放棄について詳細説明を申し上げます。議案集は49ページ、議案説明資料は68ページです。

本案は、臨時福祉給付金を返還しないまま、所在不明となった3件の金銭債権の放棄をするため、地方自治法の規定により議決を求めるものです。臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、非課税の方に支給されたものです。外国人で租税条約に基づく課税免除を受ける者については、本来、臨時福祉給付金の支給要件に該当しないところですが、支給後、課税免除された事実が判明したため、当事者に返還を求めておりました。

今回、権利の放棄をする3件については、返還通知後に債務者が帰国し、その後の所在が不明となり、相続人についても不明であるため、回収が著しく困難と判断し権利の放棄をお願いするものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第35号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第36号権利の放棄について（市営住宅家賃等）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第36号、権利の放棄について説明をいたします。議案集は50ページ、説明資料は69ページ、70ページになります。

市営住宅使用料等を滞納したまま、破産や生活困窮状態になって、債権回収の見込みのない元入居者に係る18件の金銭債権の放棄をするものです。内容は、市営住宅に居住しておらず、民法による消滅時効も到来し、連帯保証人につきましても死亡や時効の援用等の理由により、請求ができないものでございます。18件、合計金額は督促料を含めまして1,064万4,104円でございます。

以上で、議案36号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第36号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第37号抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起についての詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、議案第37号抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について詳細説明を申し上げます。議案集は51ページから54ページになります。

本件は、本市が時効取得した旧宇城市三角町生涯学習センター敷地内の土地に、大正12年に設定された抵当権を抹消するための訴えの提起でございます。本来であれば、抵当権者と宇城市とが協力して、抹消登記を行う必要がありますが、本件抵当権者の2人は既に亡くなっており、相続人が2人いる状態となっております。

これら全ての相続人の方の協力により、抵当権を抹消するには、書類のやり取り及び印鑑証明書を取得してもらう必要がありますが、この場合においては、相続人の負担が大きいことと、仮に1人でも協力をしてもらえない方がいるときには、手続きが進まないこととなります。

そのため、相続人の方に最も負担がない方法として、今回の抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起を行い、相手方の協力なしに、市が単独で抵当権抹消登記手続を行うものであります。

以上で、議案第37号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第37号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第38号指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第38号宇城市元気老人交流施設「高齢者センター」の指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。議案集の55ページをお願いします。

指定管理者となる者を公益社団法人宇城市シルバー人材センター、指定期間を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年としています。平成20年度より元気老人交流施設「高齢者センター」の管理運営を、宇城市シルバー人材センターに委託しておりますが、令和2年3月31日をもって期間満了となりますので、次年度以降5年間の指定管理者とするための提案でございます。

宇城市シルバー人材センターは、高齢者の就労支援や生きがい対策事業を展開し、その活動をとおして、地域の特性や人的資源等についての情報を掌握しており、高齢者の就労支援や生きがい支援の拠点として、施設の設置目的に沿った指定管理を行っていくことが期待できる組織です。このことから、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条第1項第4号の規定に適合すると判断し、公益社団法人宇城市シルバー人材センターを、宇城市元気老人交流施設「高齢者センター」の指定管理候補者として選定し、引き続き指定をお願いするものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第38号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第39号宇城市市道路線の認定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第39号宇城市市道路線の認定について説明いたします。議案集は56ページ、資料は71ページから73ページになります。

道路法に基づきまして、市道として認定する路線は、松橋・小川地区の7路線でございます。

まず、中小野竹崎線及び中小野前田線の2路線は、県道中小野浦川内線及び県道

下郷北新田線の道路改築事業に伴い発生する旧道について、新県道部分が完成したのち、県から引き継ぎ、市道として管理するための認定でございます。

同じく、小川町江頭地区、江頭新開1号線ほか3路線は、県道竜北小川停車場線の跨線橋下の側道について、県から移管されるにあたりまして、県道小川停車場線と接続します道路を含め市道として認定するものです。

最後に、新田出12号線は、北小野・出村線の改良工事に伴い発生しました旧道部分について、新たに市道認定するものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第39号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第40号新市建設計画の変更についての詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、議案第40号新市建設計画の変更について、詳細説明を行います。議案集は57ページから61ページ、説明資料集は74ページから78ページになりますが、78ページの一番下の宇城市財政計画については、別紙で資料をお配りしております。A3を蛇腹折りにした赤と黒の2色の印刷のものが入っているかと思えます。A4がちょっと見づらいということで、A3判で別紙で対応させていただきました。赤字が、今回変更した箇所になっております。

今回の変更につきましては、平成30年4月に施行された、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律によりまして、合併特例債を起債できる期間が5年間延長され、合併年度及びそれに続く20年度に改められたことに伴う今回の変更になっております。

本市におきましても、合併特例債が利用できる期間を最大限に確保するため、新市建設計画の期間を5年延長いたしまして、令和6年度までに変更するものです。

以上で、議案第40号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第40号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第1号教育委員会委員の任命について（村田寛氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、同意第1号教育委員会委員の任命についてでございます。議案集62ページ、説明資料集79ページに履歴書を載せております。

現委員は、来たる3月23日をもって任期満了となります。そのため、再度、教育委員会委員を任命するにあたりまして、議会の任命同意をお願いするものでございます。

村田寛氏は、経歴、人格、識見ともに優れ、教育委員会委員として申し分ない方と考えております。よろしく同意いただきたいと思います。

以上で、同意第1号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第1号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第47 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第47、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日2月18日火曜日から2月20日木曜日までは、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日2月18日から2月20日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時39分

第 2 号

2月21日 (金)

令和2年第1回宇城市議会定例会（第2号）

令和2年2月21日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 宇城市防災拠点センター条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す |

る条例の制定について

- 日程第17 議案第17号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第18号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第19号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第22号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第23号 令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第24号 令和2年度宇城市一般会計予算
- 日程第25 議案第25号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 令和2年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 令和2年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和2年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和2年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和2年度宇城市市民病院事業会計予算
- 日程第32 議案第32号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）
- 日程第33 議案第33号 財産の取得について（防災拠点センター備品）
- 日程第34 議案第34号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第35 議案第35号 権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）
- 日程第36 議案第36号 権利の放棄について（市営住宅家賃等）
- 日程第37 議案第37号 抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第38 議案第38号 指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）
- 日程第39 議案第39号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第40 議案第40号 新市建設計画の変更について
- 日程第41 同意第1号 教育委員会委員の任命について（村田 寛氏）
- 日程第42 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田 信幸氏）
- 日程第43 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中島 美世子氏）
- 日程第44 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（福田 道

- 明氏)
- 日程第45 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (中川 玲子氏)
- 日程第46 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (志水 勉氏)
- 日程第47 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1番 原 田 祐 作 君 | 2番 永 木 誠 君 |
| 3番 山 森 悦 嗣 君 | 4番 三 角 隆 史 君 |
| 5番 坂 下 勲 君 | 6番 高 橋 佳 大 君 |
| 7番 高 本 敬 義 君 | 8番 大 村 悟 君 |
| 9番 福 永 貴 充 君 | 10番 溝 見 友 一 君 |
| 11番 園 田 幸 雄 君 | 12番 五 嶋 映 司 君 |
| 13番 福 田 良 二 君 | 14番 河 野 正 明 君 |
| 15番 渡 邊 裕 生 君 | 16番 河 野 一 郎 君 |
| 17番 長 谷 誠 一 君 | 18番 入 江 学 君 |
| 19番 豊 田 紀 代 美 君 | 20番 中 山 弘 幸 君 |
| 21番 石 川 洋 一 君 | 22番 岡 本 泰 章 君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	教 育 長 平 岡 和 徳 君
総 務 部 長 成 松 英 隆 君	企 画 部 長 中 村 誠 一 君
市民環境部長 稼 隆 弘 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 坂 園 昭 年 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 吉 田 勝 広 君	会 計 管 理 者 横 山 悦 子 君

総務部次長	天川竜治君	企画部次長	杉浦正秀君
市民環境部次長	松川弘幸君	健康福祉部次長	西岡澄浩君
経済部次長	黒崎達也君	土木部次長	梅本正直君
教育部次長	豊住章君	三角支所長	原田文章君
不知火支所長	濱口博隆君	小川支所長	篠塚孝教君
豊野支所長	園田郁夫君	市民病院事務長	伊藤博文君
農業委員会事務局長	白木太実男君	監査委員事務局長	山本裕子君
財政課長	木見田洋一君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております、議事日程記載の日程第42、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）から、日程第46、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水勉氏）までであります。

-----○-----

日程第1 議案第1号 宇城市防災拠点センター条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第1、議案第1号宇城市防災拠点センター条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） おはようございます。12番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題になっております、宇城市防災拠点センター条例の制定について質疑をいたします。

この防災拠点センター条例は、詳細説明の中でもあったとおり、防災センターであるけれども、スポーツ・文化活動や保健衛生活動及びコミュニティ活動を通じて、市民が共助を培う場としてうんぬんと。いわゆる公民館と同じような形で使用ができるという、市長の御説明もございました。ただし、この条例の中には、目的の中にはそういうことが書かれていますが、これを担保するような状況が余りないように思います。

そこで、質疑したいのは、いわゆる公民館というのは、その地域の文化を啓発すると同時に、その地域の皆さんへの文化的な働きかけを行う、いわゆる社会教育的な要素を非常に大きく含んでおります。そういうことからすると、このセンターに対して防災センターであるものの、そういう人事配置ないしはどのような考慮をされるのか、その点をお伺いいたします。

再質疑は、質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） 五嶋議員お尋ねの件ですけど、設置を実現するための体制ということで、まず防災拠点センター、これは先般も申し上げましたとおり、災害発生時におきましては市民の拠点避難所となるところで、また平時には、今御案内のとおり、市民の防災に関する会議や研修、各地区における防災活動、スポーツ・文化活動、保健衛生活動やコミュニティ活動に利用できる、その活動を通じて市民が共助を培う場ということで設置しているところでございます。現在、市内6か

所に建設中ではありますが、現時点においては、三角、豊野、不知火を今年の7月から8月、松橋東、西を12月、小川を来年の1月にオープン予定で、今のところは計画を進めているところでございます。

オープン後の職員体制ということでございますが、現在、教育委員会の生涯学習課の職員と、総務部の防災消防課の職員を併任した職員などを設置後は配置をしたいと考えております。ただ、こちらは国からも補助金をいただいておりますので、その性質上、長く置くということは非常に困難を極めるものでございまして、一時的に配置ということで、配置の期間は、三角、不知火と小川、これは、ラポートの方になりますけど、それと豊野は、令和2年度末まで。オープンが遅くなります松橋東と西は、現在のところ、令和3年度までは職員が置けるのではないかと予定しているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 趣旨は大体分かるんですけども、御存じのとおり、この防災拠点センターをつくるのは、市長も言うスクラップアンドビルド、いわゆる公共施設の統廃合を含めての一つの流れとしてのつくりになっている。そのために、地域の公民館がほとんど無くなってしまった。老人福祉センターもほとんど無くなってしまった。結局、いわゆる老人福祉センターも含めて、市民全体がそういうものを行政の指導ないしは、との絡みで享受できる場所が非常に少なくなってきている。例えば、この防災拠点センターについても、今おっしゃるように、防災拠点センターの予算なんだと。だから、ゆくゆくは、結局防災拠点センター以外のことを使うと使用目的以外になるから、長期にはそういう職員は置けないというような今の答弁みたいですね。だからそうすると、やはり今まであった施設の代替としては、もう少し市民に豊かな文化を享受するとか、豊かな住民サービスを楽しむとか、そういう設備になれるような方法はないのか。答弁をいただきながら、そういうことができないのかどうか、検討をいかなものかと。これは条例に関する議論になるんですかね。そういうものがこの条例に含むことができないのかどうか、ということを質疑いたします。

○総務部長（成松英隆君） 今回、提案しておりますセンターの設置条例は、あくまでも設置条例でございますので、そこで職員が何人とかそういうところまで設置条例の中に入れるのは、ちょっと難しいのかなと今のところは考えております。あくまで、最終的にはその開館から職員がいるかで、その利用状況や運営状況を見極めながら、その後委託がいいのか直営がいいのか、あるいは指定管理者がいいのかなどを考えていきまして、五嶋議員がおっしゃいます公民館事業としての考え方とは、若干違うのかなと考えております。

○12番（五嶋映司君） 条例としては、今おっしゃるようなあれで、当面これでしょ

うがないのかなという気がします。ただ、今後今おっしゃったように、ゆくゆくは指定管理者になるかもしれないということになると、なおさら行政の影響が届きにくくなる部分が出てくる。だからそういう意味も含めて、この条例をそういう意味で発展させるような要素を是非御検討いただきたい。そういうことをお願いして、この質疑を終わります。

○総務部長（成松英隆君） すみません、1点。今、公民館事業と申しましたが、人間がやる事業でございまして、公民館事業をやることは、防災拠点センターで可能ということでございます。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第1号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第2号 宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第2、議案第2号宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第3 議案第3号 宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第3、議案第3号宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。18番、入江学君。

○18番（入江 学君） 議案第3号、上下水道局の設置について、質疑、お伺いをいたします。先般、議案詳細説明で、地方公営企業は独立採算を原則とし、経営の自主性を評価することを目的として、本市以外の県内13の市は、企業局として組織づけをされていますとの部長説明を受けました。本市の下水道事業は、御案内のとおり、公営企業の財務会計のみの一部適用を開始して、約10年となっていますが、今回、下水道事業を公営企業の全部適用を行い、上下水道局を設置するメリットとはどのようなもののでしょうか。また反面、下水道事業を公営企業の全部適用をし、上下水道局を設置することに対してデメリットはないのか。両面併せて明確な御説明をお願いしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 前段といたしまして、必要性を少し述べさせていただきたいと思います。申されましたとおり、公営企業は、独立採算制の原則のもとに、自立的な1個の経営体として運営されるものでありまして、業務の性格が一般行政事務とは著しく異なっております。こういった観点から公営企業の経営組織、財務、

職員の身分の取扱いなどについて、業務の性格にふさわしい仕組みを整えるというふうにあります。公営企業の経営状況を正確に把握するためには、現金の収支だけではなく、債権債務の発生、それとあらゆる資産の増減、異動等を正確に把握する必要があります。

官公庁の一般行政事務は、現金の出入りを記帳いたします単式簿記であります。公営企業は、複式簿記といたしまして、専門的な知識を必要といたします。なかなか難しい経理でございます。私がいつも説明しております収益的収支、資本的収支、それに併せまして損益計算、余剰金の計算、貸借対照表、キャッシュフローなど固定資産を含めまして、そこそこ数年で理解できるものではございません。

以前は、水道課と下水道課が分離をされておりました。本来でございますと、合併当初に合わせまして局の設置が望ましかったと思いますが、その時期は慌ただしく、そこまでできなかった時期でもございました。平成27年度から上水道と下水道を統合しまして、現在の上下水道課になっております。その時点で全部適用して、独立のタイミングもあったのでございますが、条例等の整備にもいろいろ時間もあります、現在に至ったということでございます。

今回の条例改正は、既に全部適用事業になっている水道事業に加えまして、下水道事業関連の条例を改正することで、併せた局の設置とすることとしております。全適必須の水道事業だけ切り離して、局の設置というわけにはいかず、水道使用量と密接な関連のある下水道事業でもあります。同じ公営企業法による運営方法でもあります。他の自治体が水道、下水道を同じ局内に設置しておりますのは、そういった合理的な方法をとっているからと思われれます。

今後、水行政は基盤強化の動きが活発化されると予想します。事業の共同化、経営の一体化といった、広域化の検討が各地方で今現在行われております。取水から排水までの水循環を一体として考え、水政策を進めていく上で、両事業の経営基盤の強化が重要と考えております。そのようなことを踏まえまして、今回条例の改正をお願いしたところでございます。

御質問のメリットということでございますが、現在、土木管轄の職員として業務にあたっております。今後、組織の編成となりますと、公営企業といった特殊な経理事務、経営方針、維持管理など専門知識をもって、予算の調整、議会に議案の提出、決算の審査及び議会の認定に付することができると考えております。また、災害や事故など緊急時におきましても、迅速かつ的確な対応が求められます。指揮命令系統が一元化されます。また、その1つでなければならぬと私も思います。今後アセットマネジメント計画、経営戦略を含めた水道料金の課題に、集中的に取り組む必要も考えます。現在の効率的な事業運営をさらに引き上げたい。一番として

は、企業局職員としての意識の改革ができるというふうに思っております。

デメリットでございます。デメリットとしましては、現在の事務現状と比較して特にデメリットはないと考えます。強いて挙げますならば、条例改正等の費用が掛かるというふうに思います。

○18番（入江 学君） いいことづくめですけれども、やや複雑な構造になっておりますので、しっかりと職員の教育をしながら、間違いのないように進めていただきたいと思いますが、メリットの具体的な方策等があれば、この場でお示しをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○土木部長（成田正博君） メリットを活かす方策ということでございますが、方策といたしましては、企業局の職員として研修等に積極的に参加し、自己研さん、勉強、これしかないと思っております。

○18番（入江 学君） 委員会の場で、これからしっかりと審議を深めていただき、以後、万全を期して取り組んでいただければと思います。終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第3号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第4号 宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第5号 宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第6号 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第4、議案第4号宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第6号宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第7 議案第7号 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第7、議案第7号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋です。議案第7号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。この中で、今の行政区長が、嘱託員として行政区長をやっている部分

の、この嘱託員の資格を廃止して行政区長とするという文言があります。疑問として、行政が、現在、行政区長に依存する仕事というのは、住民周知をすることも含めて、かなり大きいような任務があることを思います。そこで、行政区長を嘱託員、いわゆる準公務員としての縛りはずしてしまうことが、行政を行う上で問題がないのか。守秘義務の問題なども含めて疑問を持ちましたので提起しましたが、実は、昨日、執行部から課長を含めて来ていただいて御説明を受けました。完全に納得するまでにはいきませんでした。ほぼ理解いたしましたので、この質疑の答弁は求めずに、取り下げることにいたします。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第7号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第8号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第8、議案第8号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第9 議案第9号 宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第9、議案第9号宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋です。ただいま議題になっております、議案第9号宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑をいたします。

この条例の中で、規則を市長が定めるということになっていて、この規則とは何かということを読みますと、規則とは、債権の決まりを今までは規則で定めたものを、今後は市長が定める。ところが、この債権の意味がこの条例を見ても、もともとの条例案を見ても、債権の意味がほとんど分からない。そこで、この債権の意味の説明を求めました。これも昨日、担当係長まで含めておいでいただいて御説明いただきました。この債権というのが、現実的にはまだ存在しないということと同時に、今回水道課が企業局に変わることによって市長部局から離れるために、条例が及びにくい部分が出てくると。そこで、この部分を変えなければ、水道企業局の水道料金の債権をどう処理するかという問題が出てくるという説明を受けました。

ちょっとまだ、その債権そのものがはっきりしていないということに疑問を感じましたが、企業局をつくるために、この条例を変えざるを得ないということは理解しましたので、この条例も答弁を求めずに、取り下げることにいたします。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第9号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第10号 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第11号 宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第12号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第13号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第14号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第15号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第16号 宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第10、議案第10号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第16号宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第17 議案第17号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

○議長（長谷誠一君） 日程第17、議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋です。ただいま議題になっております、議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）についての質疑をいたします。

幾つか出しました。今皆さんにお配りしてあります発言通告にもある中で、21ページの各市債が、各項目で減額になっている。この説明を求めましたが、これは多岐にわたるということで、必要なものを文書で回答をいただくということで、こ

の問題については、それで了解をいたしました。

次に、歳出について。37ページ、款4の衛生費、この問題については、健康増進費が予防費と健康増進費を含めて約3,000万円ぐらいの減額になっています。これは、本年度にこの予算を使い切れなかったという理由で、どうしてこんなことになったのかという説明を受けましたが、総予算額に対する誤差が、1割にも満たない部分で、この問題はそういうことがあり得るのかなということ、一応理解をいたしました。

次に、52ページの教育費で、教育振興費の消耗品費の減額600万円がございします。これは今までの議論の中でもあったのは、今までしてきたことの中で、教育予算の振興費の消耗品費というのは、基本的には子どもの試験に使うワークブックだとかいろいろな消耗品、あることによっては、これを学級費に上乗せしてしまうような消耗品費で、学校現場から消耗品費が足りないという要望を受けたことがあって、一般質問したこともございします。そのことに関わっていないかと確認をしましたところ、それとは違って、先生方がお使いになる補助教材の減額ということで、これも理解をいたしました。

よって、この補正予算、議案第17号については、執行部からの説明で了解をいたしましたので、こういう点で問題提起をしたということを説明申し上げて、この質疑は取下げをいたします。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第17号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第18 議案第18号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（長谷誠一君） 日程第18、議案第18号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋です。ただいま議題になっています議案第18号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑をいたします。

まず、106ページ、県支出金の保険給付費等交付金4,000万円の減額、款5繰入金、一般会計繰入金5,400万円の減額などがあります。一応事前に説明を受けましたし、増額もありましたが、この点については少し御説明をいただきたい。

歳出の109ページ、款5保健事業費、項1保健事業費、目2疾病予防費、項2

の特定健診等事業費、これらが合わせて2,000万円。当初予算より3割近くが減額になっています。この予算は、先ほども言いましたが、健康福祉部の健康増進予算、いわゆる健診予算その他も合わせて3,000万円ほど。するとこの予算は、総額に対する当初予算に対しては3割近くが減っている。ということは、市民の健康をいかに増進するかというための費用です。ある意味では、市民の皆さんが健診を受ける申込みをしなければ増えないとか、いろいろな問題がありますが、こんなに予算が残ったことは、しっかりそのためのこの予算を使って、市民の皆さんの健康のチェックをする事業がしっかりなされたのかどうか疑問が残ります。この点については御説明をいただきたいと思います。

○市民環境部長（榎 隆弘君） まず、歳入の106ページから行いたいと思います。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金が4,000万円減額についてお答えします。普通交付金は、市町村が行った保険給付の実績に応じ、その同額を県が交付するもので、療養給付費療養費、高額療養費などが該当します。これらの歳出額について、12月までの支払実績を基に今年度の保険給付費を4,409万円減額し、同額を歳入の普通交付金でも減額補正したものでございます。

次に、2番目の同じく106ページの歳入、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を5,400万円減額した理由についてお答えします。一般会計繰入金には、国保税の軽減世帯数で県が算定する保険基盤安定繰入金や、低所得者数や病床数などで県が算定する財政安定化支援事業繰入金のほか、職員人件費や出産育児一時金などが含まれています。このうち算定対象となる国保被保険者数等の減少により、保険基盤安定繰入金が2,351万2千円減額、財政安定化支援事業繰入金が2,751万7千円減額となりました。このほか職員人件費や歳出予定額を算定した結果、5,400万円減額補正することになりました。

続きまして、3番目の同じく106ページ歳入、款5繰入金、項2基金繰入金1,300万円増の一連のやりくりの説明についてお答えします。軽減世帯に属する一般被保険者数が当初の見込みより少なかったことにより、保険基盤安定繰入金を減額補正しておりますが、軽減世帯数減少に伴う保険税の増加は見込まれない状況です。これらの歳入、歳出の差額を補うため、基金を取り崩すものでございます。

最後に、109ページの歳出、款5保健事業費、項1保健事業費、項2特定健康診査等事業費、合計7千万円の予算が、3割近く2千万円も減額となった理由についてお答えします。これは、人間ドックや特定健康診査の受診者数の実績により減額したものです。当初予算編成時には、2年に1度の人間ドックは、隔年で受診者数変動する傾向などを参考に算定しています。しかし、国保被保険者数の減少に伴い、人間ドック、特定健康診査ともに減少した傾向が想定されます。このため、

新規事業として健診未受診者に対し、AIで解析したタイプ別の勧奨通知を出す事業に取り組みました。その結果、100件を超す受診者希望の連絡がありましたが、現在、新型コロナウイルスが流行しているため、受診行動には結び付かない可能性が見えてきました。この勧奨通知については、令和2年度にも予算化しており、引き続き健診受診者数を拡大し、疾病の早期発見、早期治療による医療費削減につなげていきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 歳入の部分については、今ちょっと説明は、宙に聞いていたらかなかなか分かりませんが、歳出とのバランスで大体理解しました。結果的にそれで足りなくなるから、1,300万円基金から入れたという話は理解をいたしました。

ただ、歳出の部分についての109ページの保健事業費については、これは、先ほどの質疑の中でも答弁は求めませんでした。昨日の説明の中で、健康福祉部のこの予算については、受診者が漸増、ほんのわずかみたいですが増えていると。ただ、予算は余っているけど増えているという実績はあるという報告を受けました。ただ、国保については、どうもそうもいっていないと。今、AIを使ってもうんぬんという形ですけど、今年度の場合は、今コロナウイルスの問題でやむを得ないのかなという雰囲気はありますが、ただ、これだけのものがあるのに、これを使い切れないというか、これで十分に市民の皆さん、こちらが要望するぐらいのものを市民の健康診断とか、健康状況を把握できない。ということはやはり、国保財政をいかに軽くするかということでは、非常に大事な部分です。努力をされているのは分かりますが、本年度予算も当然ありますから、是非これは、本年度予算の議論の中でされる場合も、担当の委員会では是非この辺を議論していただいて、こんなことがないと言ったらおかしいんですけども、こういう予算をしっかりと使って本当に大事な予算です。ですから、それをお願いしたいと思います。

この問題ちょっとあれしていませんでしたが、人が足りないとかこの部分をやるために、問題点、何かもし市民環境部長、そういうのがお感じなる部分があったらお聞きしたいですけど、無ければ結構ですけども、いかがでしょうか。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 国保については、保健師もおりますし管理栄養士も現在おまして、2人体制で取り組んでいます。今のところその影響は、しっかり頑張っていきたいと思っております。

○12番（五嶋映司君） これで終わりますが、この予算を見てみると、会計年度任用職員がずらっとここにいるよね、この部分には。だから、これでは本当に職務を全うできるのかなというような疑問を感じています。是非、その辺も御検討をお願いして、この部分の質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第18号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第19 議案第19号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第20号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第21号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第22号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第23号 令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（長谷誠一君） 日程第19、議案第19号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）から、日程第23、議案第23号令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第24 議案第24号 令和2年度宇城市一般会計予算

○議長（長谷誠一君） 日程第24、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。まず、15番、渡邊裕生君。

○15番（渡邊裕生君） 15番、渡邊です。議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算の中で、ページでいくと12ページ、債務負担行為について2点お尋ねします。1点は、小学校ICT機器保守管理業務委託料の内容について、契約内容と保守管理業務の内容及び範囲についてお答えをいただければと思います。また、その次の外国語指導助手派遣業務委託の内容については、プロポーザルの内容と現在いるALLTとの関係、これは派遣会社を含むについてお答えをいただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） お答えをいたします。令和2年度に導入予定の小学校児童用タブレットの保守管理業務を、令和6年度まで委託する予定であります。業務の内容は、デジタル教科書等のソフトウェアのインストール及び更新料、それから使い方や操作方法の問合せの対応業務、また、電源が入らないなどの故障が疑われる場合の故障診断業務、それから画面保護フィルム破損などの軽微な修繕業務、交換が必要な場合に、学校独自のプリンターとかインターネットとかスキャナー、その学校独自の設定や児童が作成したデータの移設を予備機に行った上で、故障機と交換するこの交換業務を予定しているところでございます。

なお、教育のICT化に伴う学習者用タブレットの整備は、本年2月に中学校約1,600人の生徒に、1人1台の整備を完了いたしております。令和2年度は、

小学校3年生以上の児童に、1人1台の環境2,800台の整備を予定しているところでは、

続きまして、2つ目の外国語指導助手派遣業務委託料の内容についてということでの御質問でございます。業務委託は、外国語指導助手ALTを令和2年度から3年間、小学校に5人派遣する業務委託になります。ALTを民間業者からの派遣により、小学校へ配置し、英語教育を推進することで、より一層の国際理解教育及びグローバル人材の育成に寄与することができると考えております。プロポーザルの内容につきましてですが、見積額をはじめ、ALT採用及び確保の体制、それからALTの管理体制、研修体制、その内容、それからALTの指導力、そして会社の業務成績及びALTの配置実績などを、プロポーザル方式により受注者を選定したいと考えております。また、ALTの主な資格要件としましては、母語が英語である、それから大学卒業程度、日本の生活及び教育に適合している、それから教師・児童との協調性、日常会話程度の日本語会話が可能、それから各学校への移動が自分でできるなどをALTの要件と考えております。

次に、現在のALTとの関係でございますが、現在の2人のALTは、より指導力の高いALTを確保して、中学校における外国語に関する教育の充実及び生徒の外国語に対する能力の向上を図る、このことを目的として、中学校5校に派遣をいたしております。宇城市外国語指導助手派遣業務として、プロポーザル方式で受注者を選定し、令和元年度から令和2年度末までの2か年契約で、三角中学校、不知火中学校、小川中学校を1人が担当しまして、もう1人が、松橋中学校と豊野中学校を担当いたしております。来年度から、小学校でも外国語、英語が教科としてスタートいたします。児童が、ALTとのコミュニケーションを通じて、ネイティブな英語発音に接することで、その発音を習得し、英語で情報や自分の考えを述べ、相手の発話を聞いて理解するための機会が、日常的に確保されることが重要とされております。そのため、ALTを活用した指導体制の整備が大切であり、ALTをとおして生きた英語に触れ、児童の英語学習への動機づけや異文化に触れることで、国際理解を深めることができると考えております。

- 15番（渡邊裕生君） ほぼ理解をしました。保守業務の中に、アプリケーションソフトのインストールというのが、非常に大きな業務であろうと思いましたが、ただ、1点だけ、インストールを使う今回契約される業者と、このタブレットを提供している業者、故障の場合は、本来ならば、その機械はリース会社の方が修繕等を行うだろうと、私は思っておりましたので、今回の契約の業者とリース会社との保守の範囲というか、どういうふうにされるのかなというのだけ、もうちょっと詳しくお答えいただければありがたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 保守につきましては、先ほども申しあげましたけれども、その故障の原因等が学校現場においては不明の場合がありますので、そういった診断をとおして、どの部分に故障があるのか、そういったことを診断した上で、中の方で検討していくということで考えております。

○15番（渡邊裕生君） 分かりました。以上で終わります。

○議長（長谷誠一君） 次に、12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算についての質疑をいたします。通告申しあげました、21ページ地方交付税3億2,000万円を減らした理由、根拠。同じく、21ページの款12分担金及び負担金が、前年よりおよそ半額になっている理由。この2つについては、昨日説明を受けましたので、まずは取り下げます。

次に、36ページ、款2繰入金、基金繰入金が21億6,300万円と非常に大きくなっている理由については、財政調整基金を繰り入れたということは、当初予算で21億6,300万円の収入不足を見込んで予算を組んだということになります。本来ならば、収入不足を見込んでの予算というのは、極力避けるべきだと思いますが、こうなったことの原因をまず説明をいただきたい。

44ページの款2市債、項1市債、臨時対策債の増額は、国の予算と矛盾しないのか。このことについては、説明を受けましたので取り下げます。

次に歳出、これは全般にわたる問題ですが、会計年度任用職員についていろいろな質疑を出しました。これについても、昨日いろいろ細かく御説明を受けました。それと同時に、一般質問で高本議員がおやりになっていることでダブる部分があって、その点で理解ができる部分もあるかと思っておりますので取り下げますが、基本的にこの人数が、予算では271人で、予算総額が約40億円程度。そして賃金の大体の一人当たりの賃金は、事務系では330万円から350万円程度、専門職は別みたいですが、そのくらいで。この職に任用制度で採用される方は、いわゆるワーキングプアから抜け出せる賃金ではないということも、はっきりいたしました。その辺に関して議論はありますが、これは質疑でやるべき問題ではありませんので、一応、この会計年度任用職員については取り下げます。

次に、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、72ページです。これは窓口委託料が、今回民間委託の業者が変わるそうです、変わったのかな。ところが、約5割近くの増額になっています。これは一応説明をいただきたい。

それと、79ページの社会福祉費、目3国保への基準内繰出しの減額、簡単に結構ですから御説明をいただきたい。

それから、款3民生費、介護保険の問題は、今、渡邊議員が質疑された部分とダ

おりますので、これも取り下げます。

以上、お答えいただきたいのが、基金繰入金の21億6,000万円の理由と、戸籍基本住民台帳の予算が増えた理由、民生費の基準内繰出しの問題、この3点の御答弁を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、私から歳入の36ページ、款18繰入金、項2基金繰入金が21億6,300万円と大きくなっているのは何かという問いにお答えしたいと思います。

この財政調整基金ですが、前年度予算に対しまして9億1,777万5千円の増で、21億6,355万4千円を計上しております。市の各種の事業の実施にあたっては、国県補助金や地方債などの特定財源のみならず、多額の一般財源を要することになっておりまして、財政調整基金繰入金は、その財源不足を調整することになっております。令和2年度予算において、前年度より大きくなっている主な要因が、歳入面では一般財源でございます、地方交付税の減額が挙げられます。合併市町村の特例であります合併算定替えの激変緩和措置期間が令和元年度をもって終了し、令和2年度より宇城市として本来の一本算定へ移行することが要因となり、普通交付税で約3億円の歳入減となっております。次に、歳出面で大きな要因が、公債費。さっきの元利償還の増加です。歳出における款11公債費、項1公債費で計上しておりますが、目1の元金の項目で、前年度比5億6,800万円余増の38億900万円余を計上しております。災害廃棄物処理事業のための借入を行った災害対策債、約39億円をはじめとする熊本地震関連事業の市債について、令和2年度から、元金の償還が始まることによる増額となります。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、窓口業務委託料の前年より増額の理由についてお答えいたします。市民課の窓口民間委託は、令和元年12月で第1期の委託期間が終了したため、令和2年1月から令和4年12月までの3年間を第2期とし、プロポーザルを経て業者を選定いたしました。業者が新業者となっております。第2期委託料増額の主な理由は、前回までの反省を踏まえ、よりサービス向上のために窓口業務の配置人数の増加や、それに伴う人件費上昇によるものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目3国保への基準内繰出しの減額の理由についてお答えします。国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定事業繰出金、財政安定化支援事業繰出金、出産育児一時金等繰出金、事務費繰出金で成り立っております。このうち保険基盤安定事業繰出金、財政安定化支援事業繰出金は、県が算定した結果を予算化していますが、いずれも被保険者数の減少等が影響しているものと考えられます。出産育児一時金等繰出金と事務費繰出金は、次年度出産

見数の減少や職員人件費の減額によるものでございます。

- 12番（五嶋映司君） まず、基金繰入金について、今おっしゃった説明では、いろいろな災害に伴う債権の返済が始まるとか、いろいろの説明がありましたが、基本的には、これを一般財源で予算を組むのが原則だと思いますが、今回ある意味では、財政調整基金はいわゆる調整基金で、何かのときにはそれを使っていいというのはよく理解しています。ですから、これに関してうんぬんはないのですが、ただ、最初からこれだけの財政不足の予算を組むのは、今の説明ではなかなか理解しにくい。何でこうなったんだという理解がなかなかしにくい。ただ、昨日の説明の中でも、そこまでいくとなかなか両方とも、ここでこの質疑でやり取りしても、理解できない部分がありますから、一応それは答弁求めませんが、基本的に最初からこういう一般財源で使えないような予算を組んでほしくない。そういう質疑です。

それと、もう一つは、先ほどおっしゃった前年度は12億円、そして今回の補正で結果的に5億8,000万円かな、6億円かな。大体そのくらいの金額ですね。約半分は、国の補正だとか何かで充当された部分がある。そういう意味では、12億円はある程度先付け予算ね。補正で出てくるのがあるかもしれんから、それはちゃんと予算組んでおかないと間に合わないからという、先付け予算になっている可能性もあるんですけども、そういう部分があるのかどうか。21億円上げたけれども、実は10億円ぐらいで済ませてしまおうと思っているのか。どのくらいにして済ませようとする努力をしようとしているのか。その辺は、是非お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

- 総務部長（成松英隆君） 予算を今上程したばかりでございますので、これから執行するにあたりまして、これがどうだこうだというのは、なかなかお答えしづらい部分がございますので、これを答弁とさせていただきます。

- 12番（五嶋映司君） 分かりました。是非、そういう予算の使い方をしていただきたいという要望に変えます。

あともう一つは、窓口業務の委託は確かに打ち合わせの中で聞いたら、前回の人数が足りなくて、市民の皆さんから何か苦情があったというお話を伺いました。ですから、今回は人数増やしたり、それと消費税が上がるための契約の違いだとかということもありました。そういう説明はありませんでしたが、そういう点では、昨日の説明で、ほぼ理解をいたしました。窓口業務が民間委託自体は、私は意見を述べる場所ではありませんが、納得をしておりませんが、是非、そういうことがないような予算執行をお願いしたいと思います。個々の問題については、またこれは別の機会で議論したいと思います。これで、この令和2年度一般会計についての質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） 次に20番、中山弘幸君。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山です。ただいま議題となっております、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算の中で、1点だけお尋ねします。款6商工費、目4観光費、節12委託料の中で、三角西港世界文化遺産登録5周年プロモーション事業委託料につきまして、財源また詳しい事業の内容それと目的をお尋ねします。それと同時に、これまでもスマートフォン向けのアプリの制作などの事業が行われてきておりますが、それらの評価と現在それがどうなっているのか、また、それらの評価を今回の事業にどのように活かしていけるのか、その点を含めてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） それでは、お答えいたします。三角西港世界文化遺産登録5周年プロモーション事業委託料についてということで、当初予算の127ページになります。款6商工費、項1商工費、目4観光費です。一番上の上段の節12委託料の三角西港世界文化遺産登録5周年プロモーション事業委託料303万1千円につきましては、三角西港の世界文化遺産登録から5年目を迎えるということと合わせて、世界文化遺産三角西港のプロモーションを改めて行うという目的で組んだものです。財源としては、今の段階では一般財源ということになっておりますけれども、今後は県の夢チャレンジ事業というのがあります。補助率が2分の1になりますけれども、そちらに申請をしてその補助金の活用を見込んでおります。

次に、事業の内容ということですが、主なものとして4点紹介をさせていただきます。まず、1点目ということで、YouTubeガイド政策ということで組んでおります。これにつきましては、三角西港の来訪者の約7割が、観光ガイドを付けない個人のお客様ということでありますので、西港の文化的価値を深く発信できないという状況があります。そういったことで、今回、現在活躍されている実際の観光ガイドの方を主役とした、YouTubeの観光ガイド動画を作成して、その動画をQRコードで読み込んでもらって、いつでも手軽に説明を受けられるという仕組みの構築をしたいということで考えております。言語につきましては、2か国語、それら施設につきましては10の施設を考えております。

2点目が、遊覧船クルーズということで見込んでおります。世界文化遺産前に実施した三角の東港から西港への遊覧船事業を、有料で今回また再開をしたいということで考えております。ガイドを付けて、3回程度の回数を予定しております。

3点目が、三角西港のブックカバーの配布ということで、こちらにつきましては単行本とかのブックカバーを制作して、市の図書館や本屋でブックカバーを無償で提供するとともに、図書館などのイベントに合わせてデジタルサイネージ、大きいテレビのディスプレイがあります。そちらを利用して、西港のビデオとか写真とか

を流してPRを行うということで、認知度の向上を図りたいということで考えております。

最後4点目ですが、三角西港の関連ノベルティの作成ということで計画しております。県内で開催される各種イベントがありますけれども、そちらに無料で配布するクリアファイルとかのノベルティのグッズの作成費になっております。

以上が、三角西港の世界文化遺産の事業、委託料の財源の内容ということです。

それから最後の、以前スマホを利用したアプリの事業があったのではないかということですが、そちらにつきましても、平成29年から、明治日本の産業革命遺産ガイドアプリパスポートという事業をやっています。これにつきましても、明治遺産群が23の遺産群がありますが、全体の事業ということでこのアプリ事業を始めております。現在もやっております。平成29年から一応始めまして、今アプリをダウンロードしてもらって、そちらで観光ガイド等を見てもらう形になるんですけども、現在で、日本の23の遺産群全体で、通算で9,584回のアプリのダウンロードの回数ということで実績があります。これを平成30年度に限ってみますと、1か所当たり大体全国で1,941回のダウンロードが平成30年度にあっておりますので、1か所当たりは、年間で84のアプリのダウンロードの回数ということで計算をしております。これにつきましても、1か所当たりの平均にしますと、4日に1回ぐらいのアプリのダウンロードの回数ということで、利用は当初に比べれば、平成30年度は大分落ちているというのが現状であります。こちらにつきましても、事業は、地方創生の交付金の先行型の事業ということで、全国一律共同で、全体で事業を取り組んでおります。そちらで100%の補助の事業ということで取組を始めて、現在もやっているということです。

内容につきましても、全国共通の案内のパンフレットがあります。明治遺産群の全体事業ということで、その共通のパンフレットがあります。そちらのQRコードを読んで、そのアプリをダウンロードして施設の紹介のガイドあたりをするという内容ですが、内容につきましても、スタンプラリーの部分とそれから施設の紹介の部分、二通りがあるんですけども、主に現在使われているのは、その紹介の部分だけということで、私も内容を見たんですけども、写真と簡単な紹介文があるということで、音声ガイド等がないのが今現状です。そういったことで、なかなか利用率も上がっていないのかなということで考えております。そういったことで、先ほど紹介いたしましたYouTubeの観光ガイドの制作あたりを来年度計画しておりますので、こちらは、動画と音声で三角西港の施設あたりの紹介をやるので、そういったことの検証の反省を受けて、そういったことの事業に活かしてまいりたいということで考えております。

○20番（中山弘幸君） 大体内容は分かりました。アプリのあれも分かりました。今回の事業によって、どれくらいの目標を設定してあるのか。この事業によって、どれくらいの来客数の増加を見込んでいるのか。そしてまた、この事業を委託された業者に、どこまで成果を求めるのか。アプリの事業にしましても、やはり一過性であってはいけないし、ただつくって収めて終わりではなくて、やはり収めたからにはある程度の責任を持ってもらうといったことも、この事業の中にある程度盛り込んでいくべきではないかと。でないと、また一過性に終わってしまわないようなことをどのようにやっていかれるのか。その点をお尋ねします。一過性で終わらないために。

○企画部長（中村誠一君） 現在、三角西港の方には、入り込み客ということで24万人程度の入り込みがっております。そういったことで、そのアプリを作成するんですけれども、こちらにつきましては、基本的には来られた方でガイドを受けられた方が、満足度を上げてもらうということが目的になると思います。具体的な数字までの設定というのは、現在はまだ行っておりません。来年度になってから、その辺の目標設定はやらなければいけないのかなと思いますけれども、現在は、そこまでの数値は持ってはおりません。こちらの事業の委託先につきましては、観光物産協会ということで一応考えてはおります。

○20番（中山弘幸君） 結局、観光物産協会もまたどこかに委託されるんですけれども、要するに満足度を高めて、それがリピーターにつながり、その方が例えばいろんなSNS等で発信されて、それが結果的に増加につながるということだろうと思いますので、やはりその点は、実効性のあるような事業になりますことを指摘しまして、あとは委員会でも十分議論していただきたいと思ひまして、これで質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第24号の質疑を終わります。
ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第25 議案第25号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第26 議案第26号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（長谷誠一君） 日程第25、議案第25号令和2年度宇城市国民健康保険特別

会計予算及び日程第26、議案第26号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第27 議案第27号 令和2年度宇城市介護保険特別会計予算

○議長（長谷誠一君） 日程第27、議案第27号令和2年度宇城市介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。15番、渡邊裕生君。

○15番（渡邊裕生君） 15番、渡邊です。議題になっております、議案第27号令和2年度宇城市介護保険特別会計予算、311ページ繰入金、低所得者保険料軽減繰入金についてなのですが、去年は5,300万円だったかと思います。今年、それが9,908万6千円に増額された理由と書いてありますが、これは、消費税の関係であるというのは分かっておりますが、この消費税増税に絡んで、こういうふうになってきたという部分に関しての解説といいますか、説明をいただければと思います。

そして、この9,908万6千円が、どのような形で第1号被保険者保険料、これは308ページの歳入のところにあるわけですが、いけばこの保険料の軽減が、どのような形で成されたのかというのが、この予算書では見えてこないというか分からない。そこを詳しく説明していただければと思います。要するに、この保険料を軽減するための繰入れであるから、本来ならば、歳出の方にこの9,908万円をこのように使いましたというところが、ないといけないんじゃないかなと私は思うんですね。ところが、そういう項目はありません。そこら辺の予算書のこの書き方の問題も一つあるのかなとは思うんですが、この9,908万円が、あくまでこれははっきりした目的を定めた繰入金であるということで、このお金がどのように使われているのかというのが、分かるような予算書でないといけないんじゃないかなと、私は思う次第です。そこら辺が分かるように、ちょっとまずは説明をしていただきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議長のお許しを頂きまして、皆様に別紙資料をお配りしております。

低所得者保険料負担軽減制度は、今後の更なる高齢化の進行に伴い、介護保険制度を持続可能なものにするため、公費投入により低所得者でも保険料を負担し続けられるよう、所得段階に応じた保険料負担軽減措置を、平成27年から段階的に取り入れられた制度でございます。市町村民税非課税世帯が軽減の対象となっております、

消費税増税分を財源に、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつを負担するものです。年度ごとの増額の要因としては、平成27年度から平成30年度までは、所得段階の第1段階の方のみが軽減措置の対象でしたが、消費税が増税となった令和元年度からは、第1段階から第3段階まで対象が拡大し、負担割合についても年度ごとに軽減されてきています。また、公費負担分の上昇に伴い、一般会計からの繰入金も増額となってきてきたものです。平成27年度から令和2年度の軽減割合、被保険者数、公費負担金額は、別紙資料のとおりとなっております。なお、令和2年度の第1号被保険者保険料歳入予算額には、低所得者保険料負担軽減分を保険料から控除した額を計上しております。

ちょっと分かりづらいんですけども、一般会計の国県の負担金の方で歳入を受けて、特別会計の方に総額で繰り入れるというようなことになっておりますので、歳出の部分の介護給付費や地域支援事業というのは、事業自体は変わりませんので、歳出には影響はしてまいりません。歳入の方で相殺というような予算の組み方になります。渡邊議員が言われましたように、保険料のところでは差引きをしてありますけれども、その部分がちょっと見えないというようなことになるかと思えます。

○15番（渡邊裕生君） 今説明をされましたが、要するに歳入の方で相殺をしていると。そのことが、今年度の第1号被保険者の19,600人分の約135億円ですね、これはもう既に引いてあると。その引いてあるか引いていないかというのは、私たちには分からないわけですね。これを見ても全然そこが判断できない。それは、分かるように。だってこれは、軽減するために9,900万円を繰り入れているわけですから、それがどのようにして使われたかというのが分かるような予算書でないか、私たちはどういう形で軽減されたのですかと。それはやはり素朴な疑問だろうというふうに思うんですね。ここはやはり、しっかりとした予算書の作成の仕方があってしかるべきだろうと思いますが、この点について、改めて担当部署というよりも財政課のプロとしてはどうですか。こういう書き方で皆さん納得できるんですか。財政課長、こういう書き方はオッケーなのですか。

○財政課長（木見田洋一君） 一般的なことを申し上げさせていただきますと、予算の編成については、議員御指摘のように、総計予算主義の原則というものがああります。結局相殺せずに、入るものは入る、出るものは出るというところで予算を計上しなさいよというのが、一般会計を中心とした予算編成の原則となっております。ただ、これについては、ほかの特別会計についてはそれぞれの各制度がございますので、そちらの制度等を踏まえたところで確認する必要があるかと思っております。

○15番（渡邊裕生君） 私は、一般論的な議員としての立場ということで、今回お尋ねをしております。是非、今後こういう部分が分かるような方法、若しくはここで

資料が今回配られましたが、こういうものを添付した形でこの議会に出していただくと、あえて今後このような質問はしなくて済むのかなと思いますので、是非、御一考いただければと思います。収入に入った分は、今おっしゃったように歳出で出すというのが一般的な書き方だろうと思いますので、そこは、やはりないと分からないと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、ちょっと今資料を、これをここで質問していいかどうか分かりませんが、もし駄目だったら委員会では是非議論していただきたい。この令和元年度と令和2年度の年間保険料の額が違ってきますね。軽減される前の額。今、第7期です。第7期の保険料は、3年間一緒だろうと私が思っていたのが、一番はっきりしているのは、例えば、第2段階ですね、年間保険料56,700円が、令和2年度では47,300円とかなり低くなっています。これはちょっと、私これ見て、は？というふうに感じました。これ議長、聞いてもいいですか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 令和元年度の部分は、もともと34,100円だったものが、軽減後28,400円になるということです。令和2年度は、その28,400円だったものが、22,700円に減るといような見方をしていただきたいと思います。

○15番（渡邊裕生君） もう議長、3回目ですので、これ以上は言いませんが、ちょっとその仕組みが、基準料から軽減されるんですね。去年引いた額からさらにまた今年引くというのが、ちょっと今分かりませんでしたので、あとは、委員会で詳しく、是非議論していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第27号の質疑を終わります。

-----○-----

- 日程第28 議案第28号 令和2年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和2年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和2年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和2年度宇城市民病院事業会計予算
- 日程第32 議案第32号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）
- 日程第33 議案第33号 財産の取得について（防災拠点センター備品）
- 日程第34 議案第34号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第35 議案第35号 権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）
- 日程第36 議案第36号 権利の放棄について（市営住宅家賃等）
- 日程第37 議案第37号 抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第38 議案第38号 指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）

日程第 39 議案第 39 号 宇城市市道路線の認定について

日程第 40 議案第 40 号 新市建設計画の変更について

○議長（長谷誠一君） 日程第 28、議案第 28 号令和 2 年度宇城市奨学金特別会計予算から、日程第 40、議案第 40 号新市建設計画の変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

議案第 1 号宇城市防災拠点センター条例の制定についてから、議案第 40 号新市建設計画の変更についてまでにつきましては、令和 2 年第 1 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 41 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（村田 寛氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 41、同意第 1 号教育委員会委員の任命について（村田寛氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第 1 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第 42 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田 信幸氏）

日程第 43 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中島 美世子氏）

日程第 44 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（福田 道明氏）

日程第 45 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）

日程第 46 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水 勉氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 42、同意第 2 号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）から、日程第 46、同意第 6 号固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水勉氏）まで一括を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提案しますのは、同意案件で固定資産評価審査委員会

委員の選任5件をお願いするものであります。現委員の任期が、本年3月23日をもって任期満了となるため、選任同意をお願いするものです。詳細につきましては後ほど総務部長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）から、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水勉氏）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 同意第2号から同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について一括して説明いたします。議案集は2ページから6ページとなります。説明資料集が2ページから6ページ、こちらは履歴書となっておりますので御覧ください。

本案は、現委員5人の任期が、令和2年3月23日をもって任期満了となりますので、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものです。次の任期は、令和2年3月24日から令和5年3月23日までの3年間です。

まず、再任についてですが、前田信幸氏、中島美世子氏、福田道明氏のお三方は、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員には申し分のない方々ですので、引き続き選任同意をお願いするものでございます。

次に新任される方々ですが、中川玲子氏は、長年宇土市役所に勤務され、固定資産評価審査委員会の庶務を担当された経験がございます。また、志水勉氏は、長年宇城市役所に勤務され、税に関する知識が豊富であります。両者とも、人格、識見ともに優れた方々ですので、選任同意をお願いするものでございます。

以上で、同意第2号から同意第6号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第2号から同意第6号までの詳細説明が終わりました。

日程第42、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）を議題とします。

これから同意第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

日程第43、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について（中島美世子氏）を議題とします。

これから同意第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

日程第44、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について（福田道明氏）を議題とします。

これから同意第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

日程第45、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川玲子氏）を議題とします。

これから同意第5号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

日程第46、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水勉氏）を議題とします。

これから同意第6号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号から同意第6号までは、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号から同意第6号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第47 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第47、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週25日火曜日から3月4日水曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、来週25日から3月4日までは、休会することに決定しました。なお、2月22日、23日、24日、29日及び3月1日は、市の休日のため休会があります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時42分

第 3 号

3月16日 (月)

令和2年第1回宇城市議会定例会（第3号）

令和2年3月16日（月）

午前10時10分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 宇城市防災拠点センター条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す |

る条例の制定について

- 日程第17 議案第17号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第18号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第19号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第22号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第23号 令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第24号 令和2年度宇城市一般会計予算
- 日程第25 議案第25号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 令和2年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 令和2年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和2年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和2年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和2年度宇城市市民病院事業会計予算
- 日程第32 議案第32号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）
- 日程第33 議案第33号 財産の取得について（防災拠点センター備品）
- 日程第34 議案第34号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第35 議案第35号 権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）
- 日程第36 議案第36号 権利の放棄について（市営住宅家賃等）
- 日程第37 議案第37号 抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第38 議案第38号 指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）
- 日程第39 議案第39号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第40 議案第40号 新市建設計画の変更について
- 日程第41 発議第1号 三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮すると共に、市民の意見を尊重することを求める決議について
- 日程第42 同意第1号 教育委員会委員の任命について（村田 寛氏）
- 日程第43 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田 信幸氏）

- 日程第44 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中島 美世子氏）
- 日程第45 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（福田 道明氏）
- 日程第46 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）
- 日程第47 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水 勉氏）
- 日程第48 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第49 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 原 田 祐 作 君 | 2番 永 木 誠 君 |
| 3番 山 森 悦 嗣 君 | 4番 三 角 隆 史 君 |
| 5番 坂 下 勲 君 | 6番 高 橋 佳 大 君 |
| 7番 高 本 敬 義 君 | 8番 大 村 悟 君 |
| 9番 福 永 貴 充 君 | 10番 溝 見 友 一 君 |
| 11番 園 田 幸 雄 君 | 12番 五 嶋 映 司 君 |
| 13番 福 田 良 二 君 | 14番 河 野 正 明 君 |
| 15番 渡 邊 裕 生 君 | 16番 河 野 一 郎 君 |
| 17番 長 谷 誠 一 君 | 18番 入 江 学 君 |
| 19番 豊 田 紀代美 君 | 20番 中 山 弘 幸 君 |
| 21番 石 川 洋 一 君 | 22番 岡 本 泰 章 君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君 副市長 浅井正文君

教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長	稼 隆 弘 君
健 康 福 祉 部 長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長	松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開議 午前10時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。中山議員から議員発議があつております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第41、発議第1号であります。

次に、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） おはようございます。発言のお許しを頂きましたので、新型コロナウイルス感染症における、本市のこれまでの取組について報告いたします。

報道等で御承知のことと存じますが、現在、世界各地において新型コロナウイルスの感染が拡大し、死者、感染者数の増加に歯止めがかからない状況にあります。国内においては、3月16日午前1時現在、感染者の患者数は804人、死亡者数は24人と報告され、北海道を始め、複数の地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、一部地域には、小規模患者クラスターが把握されている状況にあります。県内においては、2月21日に県内1例目となる感染者が確認され、3月16日現在においては、6人の感染者を確認し、そのうち1人は退院されております。

このような中、本市においては2月1日に、県内では熊本市に次いで2番目に、宇城市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止に向けた様々な周知啓発活動に取り組んでまいりました。県が作成した感染症予防対策の掲示物を、市内の公共機関及び公共交通機関等に掲示し、周知を図ってまいりました。その後も感染拡大の状況等に応じて、ホームページ、防災無線、世帯回覧等をとおして、市民の方へいち早く情報提供を行ってまいりました。健康福祉部の機転で、新型コロナウイルス感染症市内向け感染予防ハンドブック、これをすぐに印刷させていただきまして、市内全戸に配布させていただきました。

次に、市主催の行事、イベント等における対応についての報告です。

令和2年2月20日付けで、厚生労働省が出したイベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ及び令和2年2月21日付けで、熊本県が出した新型コロナウイルス感染症に伴う県主催行事の開催についてを受け、本市においては2月25日に、宇城市内でのイベント等の開催の取扱いについての指針を出し、不特定多数の参加が見込まれる屋内での市主催及び市が関与する実行委員会主催のイベントについては、原則として延期若しくは中止とすることとしました。このことを受けて、中止若しくは延期になった行事等については、3月号の広報紙や号外、ホームページ等において、市民の周知しているところであります。

続いて、市内小中学校における対応についてです。

2月27日に、政府対策本部において、全国の小中学校、高校、特別支援学校において、3月2日から春休みに入るまでの期間を、臨時休校にするよう要請したことを受け、本市におきましては、3月3日から25日までの期間、市内全小中学校を休校とすることといたしました。一方、共働き世帯等の状況を勘案し、休校の期間においても、保護施設や学童保育は開設することとしております。

今後、感染拡大のスピードを抑制し、早急な収束に向け、これからの1、2週間が急速な拡大に進むか、収束するかの瀬戸際と政府が見解を示して3週間になりますが、感染者の増加傾向は続き、警戒を緩めることはできない状況です。本市といたしましても、各部署において可能な限りの予防対策を講じ、迅速な対応に努めてまいります。さらに、国や県の動向を注視しながら、いち早く正確な情報を収集し、市民の皆様へ情報提供を行ってまいります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 宇城市防災拠点センター条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 2 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 2 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 2 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 2 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 2 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 令和 2 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 2 年度宇城市民病院事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事）
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 財産の取得について（防災拠点センター備品）
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 権利の放棄について（市営住宅家賃等）
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）

日程第 39 議案第 39 号 宇城市市道路線の認定について

日程第 40 議案第 40 号 新市建設計画の変更について

○議長（長谷誠一君） 日程第 1、議案第 1 号宇城市防災拠点センター条例の制定についてから、日程第 40、議案第 40 号新市建設計画の変更についてまでを一括議題とします。

去る 2 月 21 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件 5 件、予算案件 3 件、その他案件 3 件の合計 11 件の議案であります。委員会を 2 月 25 日及び 2 月 26 日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部局長、次長、各支所長及び関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第 1 号宇城市防災拠点センター条例の制定について、委員から「これまで公民館等で利用できていたものは、防災拠点センターでも利用できるのか」との質疑に対し、執行部から「今まで利用できていた事業は基本利用できるが、その中で、営利目的や宗教活動、中立性が確保できない政治活動等利用できないものもある」との答弁がありました。また、委員から「コミュニティ活動としての利用が大半と思われるので、多くの人に利用してもらえるよう、施設の分かりやすい利用方法のマニュアルを作成し、市民に周知してほしい」との意見がありました。

次に、議案第 17 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）について、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 18 熊本地震復興基金事業費について、委員から「消防被服等購入費が 1,372 万 6 千円減額補正となった理由は」の質疑に対し、執行部から「消防被服等購入費の内訳は、活動服、編上靴、ベルトの 3 種類で、落札率が、活動服 54.12%、編上靴が 43.32%、ベルトが 31.6%だったため、落札残が大きくなった」との答弁がありました。また、委員から「節約になり経費的にはいいことだが、品質等について予定したものとの比較調査はされたのか。また、後日品質に瑕疵があった場合はどうなるのか」との質疑に対し、執行部から「入札後に仕様書に沿ってチェックをしている。また、瑕疵があった場合は交換し

てもらう。交換できない場合は契約取消しとなる」との答弁がありました。

次に、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費について、委員から「学校施設長寿命化計画策定業務委託料が171万円の減額となっているが、計画が完成したということか。また、完成した計画は、市民や議会へはどのような方法で周知していくことになるか」との質疑に対し、執行部から「減額している171万円は入札残で、計画は3月下旬に完成予定。議会へ報告を行い、市民への周知はホームページ等を検討していく」と答弁がありました。

次に、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算について、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費について、委員から「小川支所移転改修工事業務委託料について、契約時期と移転時期、また移転費用はどれくらいになるのか」との質疑に対し、執行部から「現在、九州大学にプランを依頼しており、3月末にプランが完成する予定で、その後イオンと協議を行い、契約はその後になる。移転は、今年秋頃の予定。また移転費用は、イオンへの建物改修工事業務委託料9,460万円、支所開設に伴う家賃と敷金の土地建物賃借料614万円、通信設備の電話設備工事費493万円、備品購入費282万円、引っ越し費用74万円となっている」との答弁がありました。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費について、委員から「バス運行対策費補助金が、前年度から500万円増の1億591万8千円となり、補助金額が毎年上昇しているが、その内容は」との質疑に対し、執行部から「補助金の額は、本年度の実績額で算出している。算出方法は、バス会社の運行経費から運賃収入を差し引いた額となっており、運行経費は、走行単価×実車走行距離となっている。人件費や燃料費等の経費を基に、バス会社が算出する走行単価が年々上昇しており、補助金額が上昇している」との答弁がありました。これに対し、委員から「小中学校の通学バス補助等も含め、タイヤの見直しや重複部分等の検討を行い、バス会社と協議していく必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業費について、委員から「防災備蓄品の食料の内容はどうなっているか」との質疑に対し、執行部から「現在、約5,000人分の備蓄食料があり、令和2年度に、アレルギー対応のアルファ米2万食と、飲料水2万本の購入を予定している」との答弁がありました。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目4語学指導費について、委員から「外国語指導助手派遣業務委託料について、日本人の英会話講師から外国人ALTに変更になるのはどうしてか」との質疑に対し、執行部から「子どもたちにネイティブな英会話を聞かせること、また、子どもたちが外国人ALTとのコミュニケーション

を図れることを重視した」との答弁がありました。

次に、款11公債費、項1公債費について、委員から「目1元金の市債元金償還金の5億6,800万円増と、目2利子の市債利子の2,553万7千円減の理由は」との質疑に対し、執行部から「元金償還金の5億6,800万円増は、平成29年度に借り入れた災害廃棄物処理のための災害対策債の据置期間が終了し、令和2年度から元金償還が始まる4億8,600万円と、熊本地震関係で平成29年度に借り入れた災害復旧事業債の償還も始まるため。また、利子が減った理由は、以前利率の高い時代に借りた分の償還が終わるため」との答弁がありました。

議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算についての討論では、委員から「三角センター解体費と、外国語指導助手派遣業務委託料について反対であるため、その予算を含む令和2年度宇城市一般会計予算については反対する」との反対討論がありました。

次に、議案第28号令和2年度宇城市奨学金特別会計予算について、委員から「奨学金貸付額が、前年度から減少していることと返済の状況について」の質疑があり、執行部から「貸付けは以前は高校生が多かったが、無償化の流れもあり、今後は大学生がメインになっていくと思われる。収納率は、昨年度が97%、現年度が現在87.4%となっている」との答弁がありました。また、委員から「奨学金利用者のUターン調査は行っているか」との質疑に対し、執行部から「Uターン調査は行っていない」との答弁があり、それに対し、委員から「Uターン調査を行い、Uターンしてもらえるような施策をつくり上げ、生きた奨学金としていってほしい」との意見がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であります。

なお、議案第5号宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、条例案では、議会事務局職員定数を7人から5人に改正するとなっているが、今回、議会において、議会改革特別委員会を設置する予定となっており、議会改革を進めていく上で、議会事務局の組織としての機能を確保するために職員数の修正が必要との理由で、条例案の5人を6人とする修正案が出され、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。詳細につきましては、お手元に配布しております総務文教常任委員会修正案のとおりであります。続いて、修正可決した部分を除く原案について採決を行い、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

なお、議案第5号宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを除く、総務文教常任委員会に付託された案件は、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件5件、予算案件8件、その他案件4件の合計17件であります。委員会を2月27日及び28日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長、支所長及び担当課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第2号宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について、委員から「金桁温泉の温泉施設使用料の設定根拠と今後の運営方針は」との質疑に対し、執行部から「使用料は近隣の温泉施設や不知火温泉を参考に、金桁温泉の規模を考慮して設定した。現在は外構工事を行っており、オープンは6月下旬から7月上旬を予定している。当初は市の直営で行い、受付業務、タオル等の物品販売及び清掃業務は地元の業者等に委託する。その後、早ければ3年目には指定管理による運営に移行する予定である」との答弁がありました。これに対し、委員から「指定管理後もスムーズに運営できるよう情報収集し、方向性を定めて取り組んでほしい」との意見がありました。

議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）の歳出の款5農林水産業費、項1農業費、目8農地総務費の多面的機能支払事業について、委員から「補助金を減額補正した理由は」との質疑に対し、執行部から「昨年度から対象地域が8地区減少し、補助金が不要となったため減額した。地区減少の主な原因は、事務の担い手不足である。圃場整備した土地は土地改良区が事務を担えるが、そうでない地区は自らが事務を行わなければならない、農地面積が小さい地区や高齢化で農業者が減少した地区は、事務の担い手がない。市としても地区の広域化と事務の担い手を模索している」との答弁がありました。

次に、款6商工費、項1商工費、目4観光費の三角西港地区取得財産解体工事費について、委員から「三角西港のホテルの解体工事費を減額補正した経緯は」との質疑に対し、執行部から「昨年4月の臨時議会で三角西港のホテル購入予算1億4,960万円が可決されたが、所有者との協議でホテルは所有者が解体することになり、解体工事設計業務委託料500万円と三角西港地区取得財産解体工事費4,270万円が不要になったため減額した」との答弁がありました。

討論では、委員から「三角西港のホテル購入に関しては、結果として坪単価6万円の場所に25万円かけたことになるので、この予算そのものに反対である」との反対討論がありました。

議案第21号令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）の収入の款1水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金について、委員から「一般会計繰出基準内補助金が減額してあるが、当初見込んでいた補助金が交付されないことで支障はないのか」との質疑に対し、執行部から「基準内繰入金のうち、高料金対策補助金の基準額は毎年変動し、判明するのは当初予算決定後である。今年度は基準額に満たなかったため補助金交付に至らず、減額補正せざるを得ない。しかし、剰余金や基準外繰入れのほかに加入金が黒字なので、今のところ運営に支障はない」との答弁がありました。

議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算の歳入の款20諸収入、項6雑入、目5雑入の物品販売収入について、委員から「金桁温泉の物品販売収入とは、具体的に何を販売するのか」との質疑に対し、執行部から「浴場にシャンプー等を常備していないため、それらを持たずに来た利用者にシャンプーやボディソープ、タオル等を販売する予定で計上している」との答弁がありました。これに対し、委員から「シャンプーやボディソープは、使用料に含まれたものとして浴場に常備してあることが一般的である。販売予定のシャンプー等の利益率も高く、これにより利用者が減少するのではないか。福祉施設ではなく、外に向かって情報発信する施設を目指すならば、まだオープンまで時間もあるので、より良いサービスで利用者を増やす方を検討されたい」との意見がありました。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業費の三角西港観光拠点整備工事費について、委員から「三角西港のホテル跡地は、工事費6,000万円で今後どのような計画を立てているのか」との質疑に対し、執行部から「駐車場として大型車用5台分と転回スペース、また普通車用5台分を整備する。さらに、観光拠点整備として車泊やキッチンカー、イベント等に対応できるよう電源供給設備や手洗い場等を設ける。建物を建設する予定はない」との答弁がありました。これに対し、委員から「西港だけでなく、他の旧4町とも関連付け、宇城市全体をとおした物語ができれば、安くても意味のあるものができると思う」との意見がありました。

次に、款6商工費、項1商工費、目3商工振興費の住宅リフォーム助成事業補助金について、委員から「補助金の予算減額の理由は」との質疑に対し、執行部から「申請件数が年々減少しているため減額した。今年度は当初予算で75件分を計上したが、1月末現在で申請は24件である。平成28年の熊本地震以降は、特に申請件数が減っている」との答弁がありました。これに対し、委員から「熊本地震以来、リフォームを希望しても依然として業者が見つからないという話を聞く。申請件数の減少の理由は、申請したくないのではなく、申請できないという状況も考え

られる。新型コロナウイルスの感染拡大により経済が減速する可能性もあり、地元のリフォーム業者を支えるという意味でも、例年同様にするのではなく、補助率を引き上げて利用しやすくするなど、柔軟性を持って対応されたい」との意見がありました。

次に、款7土木費の市営住宅について、委員から「市営住宅の半数以上が老朽化して耐用年数を超えているが、今後の解体の計画は」との質疑に対し、執行部から「令和2年度は11棟解体する予定だが、3戸若しくは4戸1棟の長屋づくりなので、1棟全て空いたところから解体していく。住宅改修の相談があったときや戸建ての入居者には、個別に転居の交渉をしているが、入居者も高齢で転居を希望されないこともある。しかし、災害公営住宅も新たに181戸建設され、近くに耐用年数が過ぎていない住宅がある場合は、そこへの転居を勧めるなど、基本的には耐用年数が過ぎた住宅は、順次解体する計画である」との答弁がありました。

討論では、委員から「三角西港のホテル跡地は、購入後更に駐車場等を6,000万円で改良工事するとのことであるが、その費用対効果も明確ではないので、この予算には反対である」との反対討論や、「三角西港の世界遺産としての価値を高めるためにも、駐車場等の改修工事費6,000万円の計上は、妥当な精査の結果だと思うので賛成である」また「西港だけの駐車場ということではなく、三角全体の観光拠点として費用対効果を見込めるので賛成である」との賛成討論がありました。

議案第30号令和2年度宇城市下水道事業会計予算の支出の款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費の雨水（内水）ハザードマップ作成業務委託について、委員から「雨水ハザードマップとは、どのようなものをつくるのか」との質疑に対し、執行部から「雨が降り続いて河川の水位が上昇した場合、どこに内水被害の可能性があるかを示したものを作成する。下水道事業補助金を使って作成するため、作成区域は松橋町と不知火町の下水道区域内である」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された、条例案件5件、予算案件8件、その他案件4件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件6件、予算案件10件、その他案件2件の合計18件であります。委員会を3月2日及び3日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第8号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回の条例改正で登録資格が改正となっているが、意思能力を有しないという判断は誰が行うのか。また、基準は何か」との質疑に対し、執行部から「判断は、基本的には窓口で対応した職員が行う。後見人に同席していただき、被後見人と後見人の双方の意思の確認ができれば大丈夫だと考えている」との答弁がありました。それに対し委員から「要領や要綱等を定める必要はないのか」との質疑に対し、執行部から「今後定める予定である」との答弁がありました。

次に、議案第11号宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「三角保健センターが廃止になった後の施設の利活用の計画はあるのか。また、今いる職員の配置はどうなるのか」との質疑に対し、執行部から「廃止後の施設等の利活用については、今後担当部局と協議していく。また、職員の配置については、現在職員2人と非常勤1人の配置となっているが、三角保健センター廃止後は三角支所に職員1人と非常勤1人、宇城市保健福祉センターに1人が配置となる予定」との答弁がありました。

次に、議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）の款2総務費、項1総務管理費、目18熊本地震復興基金事業費について、委員から「住まい再建支援事業補助金が減額となっているが、今年度の実績はどうなっているのか。また、今後の見通しは」との質疑に対し、執行部から「実績は、2月末現在で民間賃貸住宅入居支援事業が82件、転居費用助成事業が232件、公営住宅入居助成事業87件となっている。今後の見通しについては、再建が進み、申請件数が減少してきているため、現在受付事務員が2人いるが、次年度からは1人で対応する予定である」との答弁がありました。

次に、款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費について、委員から「ゴミ袋搬入費負担金が減額となっている。新型コロナウイルスの影響により店頭でゴミ袋が品薄になっていると聞くが、減額して大丈夫なのか。また、品薄となっている原因は何か」との質疑に対し、執行部から「減額の理由は、実績見込みによるもの。現在、新型コロナウイルスにより、トイレトーパーやティッシュが不足するといった間違った情報の拡散により品薄の状態が続いているが、それに付随してゴミ袋の買占めが起こっているのではないかとと思われる。ゴミ袋は、宮崎の工場で生産し

ているので、供給が不足することはないと考えている。ただ、流通によるタイムラグにより品薄になっていると思われる。また、今回の件でゴミ袋が増産となり、予算が不足することも考えられる」との答弁がありました。

次に、議案第20号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、委員から「債務負担行為の変更で、介護予防任意事業（安心相談確保事業）が5年から単年へ変更になっているが、その理由は」との質疑に対し、執行部から「今までは5年の契約を結び事業を実施していたが、業者との協議の中で、昨今は緊急通報装置の機器の機能の進化が目まぐるしく、単年度契約がいいのではないかとということで変更している。年数を変更したからといって価格に特に違いはない」との答弁がありました。

次に、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算の款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業費について、委員から「公有財産購入費に計上してある土地購入費の詳細な説明を」との質疑に対し、執行部から「公有財産購入費に計上してあるのは、小川仮設住宅の土地である。小川を除いて仮設住宅は、市所有の土地に建設できたが、小川仮設住宅については、民間からの協力申出により3年間無償で借受けしたものである。その後、入居者の再建が進まず、更に2年の借受期間の延長をお願いしているが、施設撤去等が借受期限までに間に合わない状況となったため、地権者の御協力により今回購入することになったものである」との答弁がありました。

次に、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費について、委員から「窓口業務委託料について、前年度より増額になっているが、どのような点に変更になったのか」との質疑に対し、執行部から「令和2年1月より窓口民間委託の第2期となり、委託業者が変更になっている。主な変更点は、市民課と支所の配置人数を、10人から12人だったものを19人へと増員している。第1期の人数では、窓口に来られた方を長い時間お待たせするといった声があがっており、それを踏まえて業者からヒアリングを行い、配置人数の増員を行った。また、長期的に人材を確保するために、雇用条件の見直しを行っている」との答弁がありました。また、それに対し委員から「プロポーザルを行った際は、何社の申込みがあったのか」との質疑に対し、執行部から「4社の申込みがあった。今回受託となった業者は、県内の他自治体での経験がある業者で、今のところトラブルやクレームの報告はない」との答弁がありました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費について、委員から「次年度から引きこもり対策として、生活困窮者自立相談支援機能強化事業が実施されるが、対象者は何人ぐらい想定しているのか。また、どうやって把握している

のか」との質疑に対し、執行部から「昨年10月に民生委員に依頼をして聞き取り調査を実施した。その結果32人との報告があり、うち40歳以上が23人だった。今までは相談に来てもらう事業だけだったが、今回の事業は、こちらから自宅に向いて支援する事業となっている」との答弁がありました。それに対し委員から「対象者はもう少しいるのではないか。対象者の掘り起こしに努めてもらいたい」との意見がありました。

次に、議案第25号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算について、委員から「特別交付金の保険者努力支援分が増額になっているが、その理由は」との質疑に対し、執行部から「この交付金の算定には、様々な項目を合算して全国の順位で額が決定するため、特定するのは難しいが、特定健診受診率と特定保健指導率が伸びているためだと思われる」との答弁がありました。

次に、議案第31号令和2年度宇城市市民病院事業会計予算について、委員から「昨年度に比べて薬品費が減額となっているのは、患者数が減ったのか、ジェネリック医薬品の使用率が上がったからなのか。また、今のジェネリック医薬品の使用率は」との質疑に対し、執行部から「入院患者数は横ばいだが、外来患者数が減少している。ジェネリック医薬品については、年々使用率が上がってきている。外来で市民病院を利用する方は、すぐ近くにある薬局を利用する人が多いが、その薬局のジェネリック使用率が40%程度、市民病院の入院患者に対しては、ほぼジェネリック医薬品に移行させている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件6件、予算案件10件、その他案件2件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号宇城市防災拠点センター条例の制定についてから、議案第10号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第1号宇城市防災拠点センター条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決

です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第5号宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は修正可決です。まず、総務文教常任委員会から提出された修正案について採決します。本修正案について賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、修正案は可決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第6号宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第7号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第9号宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第10号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第11号宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま、議題となっております議案第11号宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、私は反対の立場で討論いたします。

この議案は、三角保健センターを廃止するということではありますが、余りにも唐突であり、議会に対してもこれまでそのような説明は全くあっておりません。また、三角地区の嘱託員会に対しても、今年2月3日に、初めて三角保健センターの機能移転についてという説明があったということでもあります。嘱託員の皆様も突然のことで困惑され、そのときも相当の意見が出されたと聞いております。現段階では、住民に対する説明が全く不十分であり、このような議案が出されること自体、理解できません。市民の利便性を考えているとは言えず、到底賛成できるものではなく、この議案に対して反対するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第11号宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第12号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第16号宇城市市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第12号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第13号宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第14号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第15号宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第16号宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま、議題となっております議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

この議案では、商工費の中の観光費に三角西港ホテルの解体費関連の予算が含まれております。本来ならば、予算を執行する前にこのように予算の組替えを議会に提案すべきであったということ、私は一般質問で指摘をしてきました。しかし、流用によって処理をされたため、この解体費の減額について予算執行前の議論ができませんでした。また、その後の一般質問でも、解体費の減額について執行部からの説明では、全く納得がいくものではありませんでした。これらのことから、私はこの議案には反対をいたします。

議員各位におかれましても、御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第17号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第18号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第23号令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第18号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第19号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第20号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第21号令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原

案可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第22号令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第23号令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算の討論に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま、議題となっております議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

第1点目は、三角センターの解体費であります。これは後ほど議員発議を出しておりますので詳しくは申しませんが、多くの市民の皆様が、解体を望んでおられないということでもあります。三角センターを解体し、これまでの機能を現在建設されている防災拠点センターに移すことに、多くの市民の皆様が反対をされております。

理由は高台にあり、道路も狭いために車がない人は利用が困難であり、車がある人にとっても不便で、市民の足が遠のくことが予想されます。また合併後、約1億5千万円もかけて耐震補強を含め改修が行われており、まだ十分に利用可能であります。そういうことから、三角センターの存続の署名活動が起こり、2,000人以上の署名が集まっており、宇城市議会に陳情書が出されております。よって、この予算には賛成できません。

2点目は、外国語指導助手派遣業務委託料です。この予算は、外国人英会話講師、いわゆるALT5人分ということです。これによって、これまで宇城市の英会話の授業を支えてこられた英会話講師が、全員解雇されることとなります。私はこのことについて委員会で質問をしましたが、納得のいく答弁は全く得られませんでした。なぜ、これまで長年宇城市の英会話の授業を支えてこられた講師を全て解雇し、ALTに替えるのか、そのエビデンスが全く示されませんでした。また、その議論の過程も全く不明瞭であり、現場の意見を反映したのものでもありません。これまでの外国語の特区としての取組を根底から否定するものであり、現場のことを理解しているとはいえず、この予算には賛成できません。

最後に、土木費の予算の中にリバーサイドロード関連予算が含まれております。私は、この計画には最初から反対をしており、今でも即刻中止すべきと考えております。理由は、事業費、事業期間のわりに効果が限定的であり、多額の財政負担を含め、将来の社会情勢の変化を予測した計画ではないということであります。

主に以上3点の理由で、私はこの議案に反対するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げ、反対討論といたします。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま、議題となっております議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算に、反対の立場で討論いたします。

まずこの予算、歳出の各課に会計年度任用職員報酬や給料が計上されています。この会計年度任用職員の待遇は、従来の臨時職員や非常勤職員としての雇用より、賃金の面で若干の改善は見られるとはいえ、ほとんどの職員がいわゆる働く貧困層と言われるワーキングプアに当たる所得200万円以下になっています。業務についても一般事務はもとより、保育、給食、図書館職員、看護師等々多岐にわたり、同一労働、同一賃金の原則にもかかわらず、賃金は、正職員の3分の1から半分程度になっています。

またこの制度、いわゆる低賃金雇用の形態が、行政コストの削減という名目の下、本来は住民の暮らしと福祉の向上を目指す自治体によって実行される、また固定化されようとしていることは容認できません。

また、個人情報を守られるか危惧される窓口業務の業務委託や、法的根拠があいまいな同和対策予算が以前として計上されています。

T P PやアメリカとのF T Aとも思われる農業協定の中、日本の農業は苦境に立たされている今、特に畜産はその影響が大きいと言われるのに、宇城市の畜産予算はわずか75万8千円で、それも協会負担金にとどまっており、畜産業振興のための予算は皆無です。地域の産業を振興しようという意欲は全く感じられません。

市民に寄り添った予算という意味では、中山議員の発言にもありましたが、三角センターの解体予算が計上されており、三角地域の住民から署名を添えて、解体予算の再考を提案されている状況では賛同できません。三角西港観光拠点整備工事費6千万円についても、400坪足らずの土地取得と駐車場としての活用のために、総額1億5千万円ぐらいの費用を投じることは、税金の無駄使いであり、執行部の説明には、どうしても理解できません。

以上のような理由を含め、この議案第24号宇城市一般会計予算は、市民の暮らし、福祉を守るという自治体本来の役割を保障するものとなっていないと考え、反対をいたします。

趣旨を御理解の上、議員諸氏の賛同をどうかよろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第24号令和2年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第25号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま、議題となっております議案第25号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算に、反対の立場で討論いたします。

宇城市の国保税は、令和元年度の調定額で見ると、県下14市との比較では、世帯当りは14市中5位と依然と高い位置にあります。1人当たりでは14市中7位でちょうど中間点に当たり、以前の1位、2位と高い状態にあったことに比

べると改善が見られ、執行部の努力は評価したいと思います。しかし、国民健康保険税は、他の組合健康保険や共済保険等々に比べると、非常に高い水準の状態にあり、全国知事会も市長会も、国に対して財政負担を求めているとおり、健康保険制度そのものの平準化に努力しなければならないことには変わりはありません。宇城市の国保税は、医療状況がほとんど変わらない隣の宇土市に比べると、世帯当たりで52,000円、1人当たりで27,000円も高くなっています。ところが、宇城市の国民健康保険の財政には、平成30年度決算で4億4千万円近くの財政調整基金、つまり何にでも使える貯金があります。ちなみに宇土市には、国保の財政調整基金はなく、更に一般会計から基準外繰入れを行っているとも言われています。払いたくても払えないと言われる国民健康保険税、本年度の運用状況も勘案し、この国保の貯金に当たる基金の一部でもよいから運用して、国保世帯の負担を軽減する予算にすべきだと考えて、この予算には反対をいたします。

議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第25号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第26号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算から、議案第40号新市建設計画の変更についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第26号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第27号令和2年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第28号令和2年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第29号令和2年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第30号令和2年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第31号令和2年度宇城市民病院事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第32号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第32号は可決しました。

次に、議案第33号財産の取得について（防災拠点センター備品）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第33号は可決しました。

次に、議案第34号旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第34号は可決しました。

次に、議案第35号権利の放棄について(臨時福祉給付金返還金)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第35号は可決しました。

次に、議案第36号権利の放棄について(市営住宅家賃等)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第36号は可決しました。

次に、議案第37号抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第37号は可決しました。

次に、議案第38号指定管理者の指定について(宇城市元気老人交流施設)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告

は可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第38号は可決しました。

次に、議案第39号宇城市市道路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第39号は可決しました。

次に、議案第40号新市建設計画の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第40号は可決しました。

-----○-----

日程第41 発議第1号 三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮するとともに、市民の意見を尊重することを求める決議について

○議長（長谷誠一君） 日程第41、発議第1号三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮するとともに、市民の意見を尊重することを求める決議についてを議題とします。

本案についての提案の趣旨説明を求めます。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま、議題となっております

す発議第1号三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮するとともに、市民の意見を尊重することを求める決議について、提案の理由を申し上げます。

現在、宇城市において防災拠点センターの建設が進められており、それに伴い三角センターが解体され、これまでの三角センターで行われてきたことが公民館機能を始め、全てが防災拠点センターに移されることになっております。

防災拠点センターは高台に建設され、道は狭くカーブも多いため、車がない人は行くことが困難であり、車があっても高齢者はもとより、市民にとっても不便になり、市民の足が遠のくことが予想されます。

現在でも「とてもあそこまでは行けない、行きたくない」という声がほとんどであり、市民の間に大きな不安が広がっており、存続の署名運動が起こり2,000人以上の署名が集まっています。

三角センターは、昭和40年代後半に建設された建物で、これまで様々な行事に利用され、教育・文化活動の拠点として、市民から愛されてきました。そして合併後まもなく、約1億5,000万円もかけて耐震補強を含め改修されており、まだ十分に使用可能であります。解体されれば、また1つのまちの明かりが消え、三角町はますます衰退していくのではないかと危惧されます。

現在は、子どもたちの学習会を始め、様々なサークル活動に活用されており、ほかに会議室等がない中、その活動自体ができなくなる可能性があります。

三角センターは市民にとっては公民館として、そして様々なサークル活動やイベントの会場としてなくてはならない施設であります。

また、宇城市長及び宇城市議会に同じ趣旨の要望書、陳情書が出されており、加えて今議会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止として、一般質問等が中止となり、予定されていた三角センターについて十分な議論ができておりません。

よって宇城市議会としては、この議案を議決することが多くの市民の声に応えることであると考え、本議案を提案するものであります。議決の内容は、お手元に配布のとおりであります。

議員各位におかれましては、署名活動に賛同された多くの市民の皆様の気持ちをおくみ取りの上、議決いただきますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（長谷誠一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これから、発議第1号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（河野一郎君） 発議第1号三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮するとともに、市民の意見を尊重す

ることを求める決議についての質疑を行いたいと思います。

中山議員の提案理由にありました、存続を願う2,000人以上の署名とありました。ここに、三角センターの存続を願う署名のお願いの活動をされたときの署名用紙があります。読みたいと思います。

三角センターの存続を願う署名のお願い。現在、防災拠点センターの建設に伴い、三角センターの解体が計画されており、早ければ来年度には解体されるかもしれない状況にあります。三角センターは、昭和40年代後半に建設された建物で、これまで様々な行事に利用され、文化活動の拠点として市民から愛されてきました。そして、合併後まもなく約1億5,000万円かけて耐震補強を含め改修され、まだ十分に使える施設と思います。解体されれば、また1つまちの明かりが消え、三角町はますます衰退していくのではないかと危惧しています。

また、現在子供たちの学習会を始め、様々なサークル活動等に利用されていますが、ほかに会議室がない中で、その活動自体ができなくなる可能性があります。市当局としても、様々な事情はあると思いますが、三角センターを是非とも残していただけるよう、市当局並びに宇城市議会に陳情したいと考えますので、署名に御協力いただきますようお願いいたします、という文面になっております。

中山議員の発議の議決文の中に、三角センター解体計画の休止とあります。この署名をされた方々は、三角センターの存続を願い、三角センター解体計画の中止を求められているというふうに理解します。署名された住民の意見を尊重されれば、解体計画の中止と表現すべきだろうと思います。

もう一点、この議決文の中に、市民の意見を尊重することを求めるとされておられますが、市民の意見は解体計画の中止であります。市民の意思を無視した発議はいかがなものかと思いますが、見解を求めます。

○20番（中山弘幸君） 河野議員の質問にお答えいたします。

ここに三角センターの解体計画休止と表現しましたのは、実際、今現在三角センターの解体の設計費が今年の9月の議会で可決され、設計をされております。そういう中で中止となれば、それよりも一旦休止と、そして市民の様々な意見を行政として聞いてほしいということでもあります。今、市民の中にもいろんな意見があります。また署名された2,000人の方の中には、いろんな意見があるわけです。是非とも存続してほしいという意見もあれば、存続してほしいけれども、どうしても解体しなければならないことも理解できると、そういったいろんな意見を含めて皆さんがこの署名をされているわけです。全てが解体中止と、それだけで署名されているわけではありません。そういうことを含めまして、この計画を一旦休止していただいて、住民の利便性を考慮して、住民が今いろんな意見がありますので、そう

いった意見を執行部としては是非1回聞いていただいて、そういった中で住民も納得されるような今後決断を導いてほしいという、そういった幅広い意味がこの議決文には含まれております。

○16番（河野一郎君） この署名文の中には、これに署名された方々は、一旦解体を休止して議論をすべきとは言っておりません。存続させてほしいという、解体を中止してほしい、存続させてほしいという署名活動であると思います。文面に解体中止を求める文言のない決議文は、署名された市民の意見を尊重せず、その意味がないと考えますが、見解をお伺いします。

○20番（中山弘幸君） 河野議員の質問にお答えいたします。

これは、あくまでも署名運動がされて、そして議会に陳情がされました。それを受けて、我々として最善の内容を提案しているものであります。市民の署名の趣旨に反するものではないと考えております。

○16番（河野一郎君） 私は、ちょっと違うんじゃないかというふうに認識しております。三角センターの老朽化、アスベストの問題、土砂災害警戒区域にも隣接している様々な問題で解体が計画されておりますが、地域住民に理解をされていない、そしてもうすぐ完成します防災拠点センターの役割が伝わっていないことが、署名運動の一因であると考えます。署名された方々に、執行部のさらなる説明責任を求め、質疑を終わりたいと思います。

○議長（長谷誠一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、委員会付託を省略したいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

○21番（石川洋一君） 21番、石川でございます。発議第1号三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮するとともに、市民の意見を尊重することを求める決議について、反対の立場で討論をいたします。

三角センターは、そもそも旧三角町において庁舎建設のための基金がつくられ、そして合併前に新庁舎とホールを合体したセンター、施設整備が計画をされてお

ました。実行を待つばかりとなっておりましたことは、この中にも多くの議員の方が御承知のとおりだろうと思います。しかし、新市になりまして新市長となり、新庁舎の規模を縮小して、突然町民センターを改修するとの考えが示されました。新市に持ち込んだ計画が変更されました。変更反対の議論をいたしましたけれども、私たちの意見は通らなかつた。そして現在に至っているということではないかと思っておりますが、そもそも15年前に解体をすべきものであったと思っておりますし、三角センターが市民の健康に重大な危機を及ぼす状況であることを思いますと、署名された地域住民の気持ちは十分理解いたしておりますが、早急に解体をすべきと判断をいたしております。

私は、三角センターから100mの位置に住んでおりまして、港地区の区長さん方とはこのことについて何度も協議をしましてまいりました。その中で、センター存続の御意見はありましたけれども、防災拠点センター整備の内容や三角センターの状況をお話しする中で、解体への御理解をいただくことができたと思っております。ただ、本地域のことを考えると、地域住民の活動やサークル活動、婦人会の活動、老人会の活動などの日常の活動ができる場所が必要だとの声をいただいたところです。このことにつきましては、何度も守田市長にお話をしましてまいりましたところがあります。

そこで、三角センターの解体を行い、跡地の有効な利用策として、地域のコミュニティの場として拠点となるような施設、仮称ですけれども、復興会館整備を提唱いたしまして、反対の討論といたします。

議員諸兄の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、終わりたいと思います。

○議長（長谷誠一君） ほかに討論はありませんか。

○1番（原田祐作君） 1番、原田です。ただいま議題にされております、三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮するとともに、市民の意見を尊重することを求める決議について、賛成の立場で討論をいたしたいと思っております。

私は、本件につきましては、先ほどから話題に上がっておりますが、およそ三角の地区の町民の3分の1近くの2,000人を超える署名が届いたということをもっと重大に受け止めるべきではないかなと思っております。先ほどの提案理由の中にもありました、本施設が解体されることにより、1つまちの明かりが消え、三角町はますます衰退していくのではないかと危惧される。これはまさに、三角の方たちの気持ちを表しているのではないかと思っております。ただいま保育園も民営化の計画が上がり、青海地区、大岳地区の保育園は統合し、1つになってしまう。また、今後本議会でも提案されています三角保健センターも解体をされてしまう。

どんどん公共の施設が減っていくと。このことについて非常に強い不安感をおぼえていらっしゃるのではないかと思います。またその一つ一つに、このように中止とまでは言わないが、一旦休止して私たちの話を聞いてくれないか、これが市民の方たちの気持ちだと思います。そこにただいま宇城市として、執行部として寄り添えていないのではないか、もっとそこに力を尽くすべきなのではないか。先ほどの質疑の中でも、河野議員も言われました。やはり説明が足りていない、もっと執行部がそこで一旦立ち止まり、市民の皆様に関心を寄せる、こういったことをもっとすべきだと思っております。

そこで、今回ここには休止とあります。休止し、市民の皆さんの意見を尊重するとありますので、このことについては、私たちは賛成し、改めて市民の皆様の不安を取り除く努力をする必要があると思ひ、本議案に対して賛成の立場で討論させていただきました。

議員各位の皆様には、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷誠一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） これで討論を終結します。

これから発議第1号三角センターの解体計画の休止と、三角センターの今後の在り方については市民の利便性を考慮するとともに、市民の意見を尊重することを求める決議についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

-----○-----

日程第42 同意第1号 教育委員会委員の任命について（村田 寛氏）

日程第43 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田 信幸氏）

日程第44 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中島 美世子氏）

日程第45 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（福田 道明氏）

日程第46 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）

日程第47 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水 勉氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第42、同意第1号教育委員会委員の任命について（村田寛氏）から、日程第47、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水勉氏）までを議題とします。

これから、同意第1号教育委員会委員の任命について（村田寛氏）から、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について（志水勉氏）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第1号教育委員会委員の任命について（村田寛氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について（中島美世子氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について（福田道明氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川玲子氏）を

採決します。採決は、起立によって行います。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(長谷誠一君) 起立多数です。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について(志水勉氏)を採決します。採決は、起立によって行います。同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(長谷誠一君) 起立多数です。したがって、同意第6号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第48 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長(長谷誠一君) 日程第48、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第49 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長(長谷誠一君) 日程第49、各常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり、所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり

り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで、令和2年第1回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 長谷誠一様

総務文教常任委員長 高橋佳大

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第1号	宇城市防災拠点センター条例の制定について	原案可決
議案第4号	宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	別紙のとおり一部修正可決及び修正可決した部分を除く原案について可決
議案第6号	宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第24号	令和2年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第28号	令和2年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 33 号	財産の取得について（防災拠点センター備品）	可 決
議案第 37 号	抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について	可 決
議案第 40 号	新市建設計画の変更について	可 決

議案第 5 号宇城市職員定数条例の一部を改正する条例に対する修正案

宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第 2 条第 1 号中「4 1 6 人」を「4 1 5 人」に改め、同条第 2 号中「5 人」を「6 人」に改める。

(提案理由)

本市の議会改革を進めていくうえで、議会事務局の組織としての機能を確保するため。

宇城市議会議長 長谷誠一様

建設経済常任委員長 福永貴充

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第2号	宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について	原案可決
議案第3号	宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第13号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第21号	令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第22号	令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	令和2年度宇城市一般会計予算	原案可決

議案番号	件名	審査の結果
議案第29号	令和2年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第30号	令和2年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決
議案第32号	工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）	可決
議案第34号	旧慣による公有財産の使用権の廃止について	可決
議案第36号	権利の放棄について（市営住宅家賃等）	可決
議案第39号	宇城市市道路線の認定について	可決

宇城市議第794号
令和2年3月3日

宇城市議会議長 長谷誠一様

民生常任委員長 豊田紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第8号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決

議案番号	件 名	審査の結果
議案第18号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第19号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第20号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第23号	令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	令和2年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第25号	令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第26号	令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第27号	令和2年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第31号	令和2年度宇城市民病院事業会計予算	原案可決
議案第35号	権利の放棄について（臨時福祉給付金返還金）	可 決
議案第38号	指定管理者の指定について（宇城市元気老人交流施設）	可 決

令和2年第1回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対	
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章				
議案第1号 宇城市防災拠点センター条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	棄	○	○	原案可決	20	0	
議案第2号 宇城市地域間交流施設金桁温泉に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第3号 宇城市上下水道局の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第4号 宇城市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第5号 宇城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	修正可決	20	1	
議案第6号 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1	
議案第7号 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市明るい選挙推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第8号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
議案第9号 宇城市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第10号 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第11号 宇城市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●		○	○	○	●	○	○	原案可決	18	3
議案第12号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1	
議案第13号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第14号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1	
議案第15号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1	
議案第16号 宇城市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0	
議案第17号 令和元年度宇城市一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	17	2	
議案第18号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1	

令和2年第1回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
議案第19号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第20号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	19	1
議案第21号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第22号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第23号 令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第24号 令和2年度宇城市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	17	2
議案第25号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	19	1
議案第26号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1
議案第27号 令和2年度宇城市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	19	1
議案第28号 令和2年度宇城市奨学金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第29号 令和2年度宇城市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1
議案第30号 令和2年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第31号 令和2年度宇城市市民病院事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第32号 工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金道路改良第2号工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第33号 財産の取得について(防災拠点センター備品)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	19	0
議案第34号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第35号 権利の放棄について(臨時福祉給付金返還金)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第36号 権利の放棄について(市営住宅家賃等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第37号 抵当権抹消登記手続請求に係る訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0

令和2年第1回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	高本敬義	大村悟	福永貴充	溝見友一	園田幸雄	五嶋映司	福田良二	河野正明	渡邊裕生	河野一郎	長谷誠一	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一	岡本泰章			
議案第38号 指定管理者の指定について(宇城市元 気老人交流施設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第39号 宇城市市道路線の認定について	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第40号 新市建設計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
発議第1号 三角センターの解体計画の休止と、三角 センターの今後の在り方については市民 の利便性を考慮すると共に、市民の意見 を尊重することを求める決議について	○	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	●	○	●		○	●	○	●	●	否決	6	15